



田原市
男女共同参画推進プランⅡ案
2017 ▶ 2026

「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」

目次

第1章 計画の背景

第1項 男女共同参画社会の動向

第1節 世界の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2節 国内の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3節 田原市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2項 男女共同参画施策推進の要請

第1節 国・県の計画等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2節 田原市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 基本方針

第1項 計画の内容

第1節 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2節 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3節 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2項 目標都市イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3項 実現のための推進目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 推進目標を達成するための取組

第1項 人権尊重と男女平等の意識づくり・・・・・・・・ 11

第1節 男女の人権尊重・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第2節 男女共同参画教育・啓発の充実・・・・・・・・ 14

第3節 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し、意識の改革
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4節 あらゆる世代にとっての男女共同参画・・・・・・・・ 17

第2項 誰もが参画のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第1節 政策・方針決定の過程への女性の参画推進・・・・・・・・ 18

第2節 地域活動における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 21

第3節 防災（災害復興を含む）、防犯活動における男女共同参画の促進
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第4節 環境分野への男女共同参画の促進・・・・・・・・ 24

第5節 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第6節	国際交流・多文化共生への男女共同参画の促進	26
第3項	生涯安心の暮らしづくり	29
第1節	生涯にわたる心身の健康づくりへの支援	29
第2節	高齢者と障がい者が安心して暮らせる環境の整備	32
第3節	女性に対するあらゆる暴力の根絶	34
第4節	貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	36
第4項	働きやすい場づくり	37
第1節	事業所における性差別の解消	37
第2節	ワーク・ライフ・バランスの推進	38
第3節	農林・水産・商工など自営業における男女共同参画の推進	40
第4節	女性のチャレンジ支援	42

第4章 推進体制

第1項	推進体制の整備	44
第1節	推進体制の整備と市民との協働	44
第2節	推進体制の展望	45
第2項	計画の進行管理	45
第3項	市の推進体制	46

第5章 参考資料

◇男女共同参画に関する市内の活動事例	49
◇男女共同参画関係データ集	53
◇男女共同参画社会基本法	68
◇女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）	74
◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	81
◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	93
◇田原市男女共同参画推進懇話会規約	102
◇田原市男女共同参画推進懇話会委員名簿	103
◇プラン策定から改訂までの経過	104
◇用語説明	107

第1章 計画の背景

第1項 男女共同参画社会の動向

■第1節 世界の動き

国連は、「平等・開発・平和」を目標に1975年（昭和50年）を「国際婦人年」、続く10年を「国連婦人の10年」と定め、女性差別をなくし男女平等を確立する国際的な取組が前進しました。

1980年（昭和55年）のコペンハーゲン会議では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式が行われました。この条約では、「機会の平等」だけではなく、「事実上の平等」を求め、実際に差別がある場合は、その解消のために暫定的に差別を受けている女性を優遇してもいい（「暫定的特別措置」）としています。また、個人の関係まで踏み込んだ差別を禁止し、目標は、「男は仕事、女は家庭」と性別によって固定的な役割を決めるのではなく、男女とも「男らしさ」「女らしさ」にとらわれず、「自分らしく」生きることとしています。

1985年（昭和60年）のナイロビ会議では、「国連婦人の10年」の間の成果を受けて、2000年までを目標に各国が女性差別撤廃に向けた効果的取組を行う上でのガイドラインである「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、国連は、1993年（平成5年）に「女

性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択し、ドメスティック・バイオレンス※1やセクシュアル・ハラスメント※2等、女性に対するあらゆる暴力の根絶を宣言しました。

また、同年の世界人権会議で「女性の権利は人権である」ことが確認されました。

1994年（平成6年）の国際人口開発会議では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）」※3という考えが打ち出され、自分の身体や性について知識を得て自己決定できることは女性の権利とされました。

1995年（平成7年）の北京会議の「北京宣言及び行動綱領」では、女性が力をもった存在になること（エンパワーメント※4）の促進が提示されています。

2000年（平成12年）にニューヨークで開催された「女性2000年会議」では、北京会議以降の実施状況について評価・検討が行われ、成果文書が採択されました。

さらに2005年（平成17年）には、第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」で「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める「宣言」等がなされました。

2010 年（平成 22 年）には、「北京＋15」記念会合にて、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価が行われました。

2011 年（平成 23 年）には、ジェンダー※5 平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」が発足し、女性

■第 2 節 国内の動き

我が国は、国連を中心とした世界の女性の地位向上の取組と軌を一にして、男女共同参画社会の実現に向けた取組を着実に進めてきました。

国際婦人年を契機に 1975 年（昭和 50 年）に設置した総理府（現在の内閣府）の「婦人問題企画推進本部」は、国際婦人年及び世界行動計画の趣旨に沿い、1977 年（昭和 52 年）に国内行動計画を策定し、それ以降、こうした計画に沿って施策の推進を図ってきました。

1985 年（昭和 60 年）には、男女雇用機会均等法の制定や民法、国籍法の改正などを経て、女子差別撤廃条約を批准しています。

そうした中、国内外の女性の人権確立に向けた動きと社会情勢の変化を受け、1999 年（平成 11 年）「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。同法については、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置付け、基本理念、国・地方公共団体・国民の責務を男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な事項等として規定しています。

と女兒のニーズに応えるための仕事を前進させています。

また、2012 年（平成 24 年）には、第 56 回国連婦人の地位委員会にて、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

2000 年（平成 12 年）には、同法に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる社会制度へ男女共同参画の視点を反映させるため、総合的な施策の推進が図られました。

2005 年（平成 17 年）には、同計画を見直し、さらに推進を強化する第 2 次の計画が策定、2010 年（平成 22 年）には、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2015 年（平成 27 年）12 月 25 日には、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点をおいた「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けての取組が進められています。

2007 年（平成 19 年）には、改正「男女雇用機会均等法」が施行され、少子高齢社会にあたり、労働者が性別により差別されることなく、また、母性を尊重されつつ、能力を発揮できる職場環境の整備にさらに重点がおかれました。

その後、改正「国籍法」、改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」が施行（2008 年（平成

20 年))、改正「育児・介護休業法」(2009 年(平成 21 年))が施行されました。

さらに、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が平成 27 年 8 月に成立し、社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大してきました。

また、愛知県でも、「国連婦人の十年」と軌を一にし、1976 年(昭和 51 年)の青少年婦人室の発足とともに、総合的な推進体制が整えられました。

そして、1989 年(平成元年)に「あいち女性プラン」、それ以降、「あいち男女共同参画 2000 年プラン」「あいち男女共同参画プラン 21~個性が輝く社会をめざして~」「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」が策定され、総合的かつ計画的な推進が続けられています。

1979 年(昭和 54 年)には婦人国際交流事業、1982 年(昭和 57 年)から地域の実践活動を通じて女性問題のリーダーを養成するなどの人材育成事業、1984 年(昭和 59 年)には女性(婦人)地域活動者表彰制度事業、さらに 1987 年(昭和 62 年)から 1989 年(平成元年)には女性グループ活

動交流事業が実施され、地域活動・社会参画の促進に努められています。

啓発・情報提供の取組としては、「あいち女性のつどい(1976 年(昭和 51 年)から毎年)」、名古屋市と共催での「女性週間記念フォーラム(平成 3 年から 8 年まで)」、あいち男女共同参画推進市町村サミット(平成 10 年)が開催されるとともに、1977 年(昭和 52 年)からは機関誌、啓発研究誌が発行されています。

1996 年(平成 8 年)には、プランの目標を県民と協力して実現するための拠点として、ウィルあいちが開館しました。

2002 年(平成 14 年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)が全面施行されたことに伴い、愛知県女性相談センターが「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすこととなりました。そして、男女共同参画を全庁的な取組を推進する根拠となる「愛知県男女共同参画推進条例」が制定され、プランと条例を両輪として、県を挙げて積極的に取り組むとともに、市町村や民間団体等地域における施策の推進に重点をおいて総合的な展開が図られています。

■第3節 田原市の現状

田原市の女性の就業率は62.7%の水準にあり、全国・愛知県や周辺都市・類似都市と比較しても高い就業率となっています。ここ5年間の傾向は、横ばいで推移しています。

女性就業者の産業別構成を都市比較すると、田原市は第1次産業の割合が他都市に比べて際立って高いことが特色となっています。農業生産が活発であるため、農業が主要な女性就労の場となっており、家族経営協定※6の締結を推進しています。

また、男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成28年7月実施）の結果では、「男女共同参画の認知度」の設問には、「知らなかった」が27.7%、「男女共同参画社会という言葉は聞いたことがあった」が33.1%で、「内容を含め詳しく知ってい

た」、「だいたい知っていた」を合わせると36.7%でした。特に20代、30代で「知らなかった」と回答した人の割合が増加しており、若い世代の男女共同参画への意識は低い傾向にあります。

「男女共同参画の推進のために必要なこと」という設問には、「高齢者や病人の施設・介護サービスの充実」の割合が33.6%と最も高く、他の項目に突出して高くなっています。次いで「保育サービスの一層の充実（低年齢児保育、病児・病後児保育等）」「男性の家事、子育て、介護、地域活動への参加」の順となっています。

以上のアンケート結果などから、田原市では男女共同参画の推進のために、次の3項目を積極的に推進していくことが必要であると考えています。

【積極的推進項目】

(1)あらゆる世代への男女共同参画の啓発

(2)介護分野での意識改革、支援の充実

(3)子育て分野での意識改革、支援の充実

第2項 男女共同参画施策推進の要請

■第1節 国・県の計画等

国においては、2005年（平成17年）12月に、「男女共同参画基本計画（第2次）」、2010年（平成22年）12月には「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、2015年（平成27年）12月には「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。第4次基本計画の主な内容は次のとおりです。

また、愛知県においては、県民の意見を反映した愛知県男女共同参画懇話会の提言を踏まえて、2001年（平成13年）3月に「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、2006年（平成18年）10月、2011年（平成23年）3月に計画を改訂し、さらに、「あいち男女共同参画プラン 2020」が策定され、新たな計画によって男女共同参画が推進されています。

こうした国、県の計画や「男女共同参画社会基本法」及び「愛知県男女共同参画推進条例」に基づいて、男女共同参画社会を実現するために、市町村・企業・各団体が、お互いに協力して男女共同参画について取り組んでいくことや、一人ひとりの理解と実践が求められています。

第4次男女共同参画基本計画

<男女共同参画社会として目指すべき社会>

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行※等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

<基本計画において改めて強調している視点>

- ①女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ②あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

（注）勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前

あいち男女共同参画プラン 2020

<重点目標>

- ①男女共同参画社会に向けての意識改革
- ②あらゆる分野における女性の活躍の促進
- ③安心して暮らせる社会づくり

■第2節 田原市の取組

田原市においては、1996年（平成8年）8月から2000年（平成12年）3月までの間、「田原町まちづくり女性会議」が設置され、生涯学習人材データファイルの作成、リサイクル促進モデル事業・学童保育等の設置への取組が行われました。

また、2000年（平成12年）9月には、女性の発想を生かした活動を通し、行政及び地域のまちづくりに参画できる人材の育成を図る目的で「たはら女性倶楽部」が設置され、2002年（平成14年）3月まで先進地視察・セミナー・会報の作成等の様々な活動が行われました。現在、そうした団体に参加した女性により自主的に地域づくり活動が行われています。

2004年（平成16年）2月（渥美地区：2006年（平成18年）1月）、2008年（平成20年）9月、2011年（平成23年）10月及び2016年（平成28年）には、男女共同参画社会に対する認識・意向等を把握し、市民の意見を計画に反映させることを目的に、市が男女共同参画に関する市民アンケート調査を実施しました。

2005年（平成17年）5月からは、男女共同参画社会について関心や理解を深めてもらうため、「広報たはら」に男女共同参画のコーナーをつくり、市民に情報をお届けしています。

2006年（平成18年）2月には、男女共同参画に関する施策をより一層推進していくため、田原市男女共同参画推進検討会議を

設置し、市の計画の策定に向け体制づくりを進めました。

そして、田原市の現状に即した計画となるよう検討を重ね、2007年（平成19年）に「田原市男女共同参画推進プラン」を策定するに至りました。

2007年（平成19年）7月には、第1回田原市男女共同参画推進懇話会を開催し、市内の男女共同参画社会の推進を目指し、地域、福祉・医療、教育、産業等の各分野からの委員が意見交換を行っています。

2008年（平成20年）からは、啓発事業として、懇話会が主催となって、市民活動団体の出展・交流会や、女性の生き方等をテーマとした映画上映会等を行う男女共同参画フェスティバル（年1回）を開催し、市民への啓発に取り組んできました。

現在も、この懇話会を核として「田原市男女共同参画推進プラン」の施策についての進み具合を確認しながら、男女共同参画の推進に取り組んでいます。

なお、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条に基づき、2016年（平成28年）4月に「田原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定しました。その中で重点課題として掲げた課題に対し、数値目標を掲げ、女性職員の活躍を推進するための取組を実施することとしています。

第2章 基本方針

第1項 計画の内容

■第1節 計画の趣旨

人口減少社会の到来、グローバル化及び情報化の急激な進展など社会経済構造が急速に変化するとともに、個人の価値観やライフサイクルの多様化など社会生活環境も大きく変わってきています。

そうした中、我が国では、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が強く求められるようになり、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が成立し、男女共同参画社会の実現が21世紀の日本の最重要課題と位置付けられました。この法律に基づき、翌年の平成12年12月には第1次の男女共同参画基本計画、平成17年12月に第2次の基本計画、平成22年12月に第3次の基本計画、そして平成27年12月に第4次の基本計画が策定され、着実に男女共同参画社会の実現のための具体的な施策の推進が図られています。

男女共同参画社会基本法では、国の計画の策定のほかに、地方自治体にも男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることを求めています。

田原市は、平成15年8月に田原町と赤羽根町が合併して誕生し、平成17年10月の渥美町との合併により、新たなスタートを切り、これを契機に、男女共同参画推進プランを平成19年3月に策定し、平成25年3月に一部見直しを行いました。

今回、計画期間が終了するにあたり、社会情勢の変化や新しい課題に対応するため、これまでの取組成果や田原市の現状、国・県の動向を踏まえ「田原市男女共同参画プランⅡ」を策定しました。

■第2節 計画の構成

この計画は、総合的かつ計画的に講ずるべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、本章において本計画の性格、計画期間、目標都市イメージ及び実現のための4つの推進目標を、第3章において市民等の役割と市の推進施策を示し、第4章において今後の推進体制について記述しました。

■第3節 計画の性格

この計画は、市民・学校・地域・事業所・各種団体・行政等が目標都市イメージを実現するための各主体の役割や市の推進施策を記載しています。

また、この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、田原市における男女共同参画社会の実現を目指したプランで、上位計画である国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」の方向性に配慮して策定しています。

また、市の最上位計画である田原市総合計画（平成25年3月改定）において、男女共同参画社会の推進は、「みんなでつくる美しいまち」をテーマに掲げる市民環境分

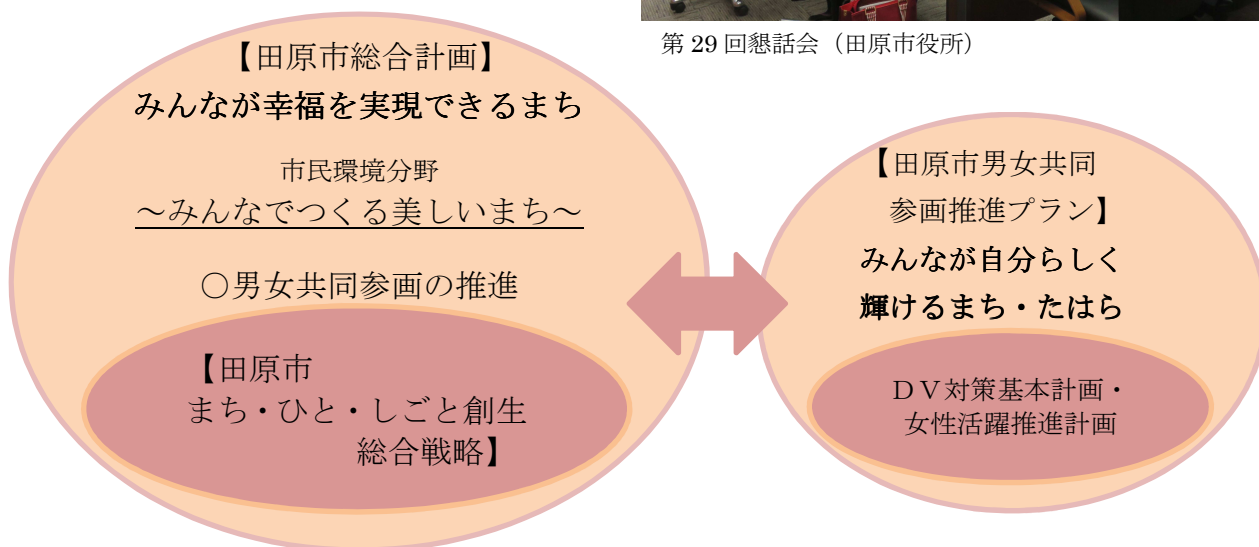
野の施策として位置付けられています。

さらに、本プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく市町村推進計画として位置づけるとともに、プランの一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村計画として位置づけます。

なお、プランの策定に当たっては、より幅広い市民からの意識を把握するため、「市民意識調査」を実施するとともに、市民の参加する「田原市男女共同参画推進懇話会」等の意見を反映することに努めました。



第29回懇話会（田原市役所）



■第4節 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

第2項 目標都市イメージ

「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」

男女共同参画社会基本法は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会となることを目標としています。

さらに、田原市総合計画（市民環境分野）においては、男女共同参画社会の推進等により、「みんなでつくる美しいまち」を実

現しようとしています。

そして、この計画では、それらの実現のために「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」を目標都市イメージとし、市民すべてが男女共同参画の十分な理解と意識を持ち、男女に関係なく、あらゆる社会的な活動に意欲をもって活動することができる魅力的なまちとなり、男女がお互いに人権を尊重し、自分らしく輝けるまちとなることを目指しています。

第3項 実現のための推進目標

目標都市イメージの実現を目指し、推進目標を次のとおりとします。この推進目標を達成するため、第3章で具体的な取組を掲げます。

◇推進目標1

人権尊重と 男女平等の意識づくり

男女が互いの人権を尊重する環境づくりを行うとともに、市民の男女共同参画に対する理解や意識の向上を目指します。

◇推進目標2

誰もが参画のまちづくり

政策・方針決定過程や防災・環境共生・地域づくり・国際交流・多文化共生等のあらゆる分野において女性の参画を促進し、男女が共に活躍しやすい環境となることを目指します。

◇推進目標3

生涯安心の暮らしづくり

生涯にわたる心身の安心安全及び健康と生活の充実をサポートし、男女が共に生き生きと安心して暮らせる社会を目指します。

◇推進目標4

働きやすい場づくり

職場での性差別を解消するとともに、男女が共に仕事と家庭を両立できるような環境となることを目指します。

【推進目標】

【重点テーマ】

【推進施策】

I 人権尊重と男女平等の意識づくり

- 1 男女の人権の尊重
- 2 男女共同参画教育・啓発の充実
- 3 男女共同参画の視点に立った社会制度・習慣の見直し、意識の改革
- 4 あらゆる世代にとっての男女共同参画

- ①男女の人権に対する啓発活動の充実
- ②女性や家庭の問題、子どもに対する虐待等の相談体制の充実
- ①家庭・地域における男女共同参画教育・啓発の促進
- ②学校における男女共同参画教育・啓発の促進
- ③多様な選択を可能にする学習機会の充実
- ①男女共同参画阻害要因についての問題提起
- ①さまざまな世代、男女双方への男女共同参画の啓発

II 誰もが参画のまちづくり

- 1 政策・方針決定の過程への女性の参画推進
- 2 地域活動における男女共同参画の推進
- 3 防災(災害復興を含む)、防犯活動における男女共同参画の促進
- 4 環境分野への男女共同参画の促進
- 5 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進
- 6 国際交流・多文化共生への男女共同参画の促進

- ①委員・役員等への女性の登用推進
- ②職場における女性の活躍の推進
- ③人材育成
- ①地域活動への女性の参画促進
- ②地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進
- ①男女双方の視点に十分配慮した防災対策の立案と実施
- ②自主防災活動への男女の参画及び防災知識の習得の促進
- ③地域の防犯活動における男女共同参画の促進
- ①環境分野での意思決定過程への女性参画の促進
- ②地域における環境学習の推進や地域団体活動の支援
- ①地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進(再掲)
- ①国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- ②男女共同参画への理解を養う国際交流の促進
- ③市民参画による国際交流・多文化共生の促進
- ④在住外国人女性の自立支援

III 生涯安心の暮らしづくり

- 1 生涯にわたる心身の健康づくりへの支援
- 2 高齢者と障がい者が安心して暮らせる環境の整備
- 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 4 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

- ①男女の性の理解と女性の身体に関する自己決定権の尊重
- ②妊娠・出産等に関する健康支援
- ③生涯を通じた心身の健康維持と増進
- ①高齢者の自立支援
- ②障がい者への総合的支援
- ③介護保険制度・高齢者福祉サービスの充実と介護支援
- ①DVの正しい知識や予防のための啓発活動
- ②DV被害者の安全確保と自立支援の充実
- ③相談業務の充実と関係機関との連携
- ①ひとり親家庭への生活支援内容及び制度の充実

IV 働きやすい場づくり

- 1 事業所における性差別の解消
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 農林・水産・商工など自営業における男女共同参画の推進
- 4 女性のチャレンジ支援

- ①事業所に対する男女共同参画に関する啓発
- ①仕事と家庭の両立支援の啓発
- ②子育て支援
- ①対等なパートナーとなるための意識啓発
- ②女性の労働条件の向上
- ③家族経営協定の促進
- ①農林水産業に関するチャレンジの支援
- ②起業、NPO・ボランティア等の活動発足の支援
- ③子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ

推進体制

- 1 推進体制の整備
- 2 計画の進行管理

第3章 推進目標を達成するための取組

第1項 人権尊重と男女平等の意識づくり

(趣旨)

男女が共に人権を尊重し、性別にとらわれず、その個性や能力を十分に発揮できるような社会の実現が必要です。そのために、女性や子どもに対する暴力をなくし、自分を大切にし、男女がお互いの人権を尊重できるような環境づくりを目指します。

また、市民が社会的性別に関わる問題に気づき、それにとらわれた慣習・慣行を変えていくよう、男女共同参画に対する理解・意識の向上を目指します。特に、子どもや若者への意識啓発を充実させ、男女共同参画社会の裾野拡大を図ります。

■第1節 男女の人権の尊重

21世紀を迎えた現在でも、人々の意見や行動、社会の慣行の中にはいまだに女性に対する差別や偏見が残されています。特に、「男は仕事、女は家庭」に代表されるような固定的な男女の役割分担意識が、男女が同じく人権を尊重される男女共同参画社会の実現の大きな妨げとなっています。また、市民アンケート調査によると、実際にセクシュアル・ハラスメントなどの性別に起因する人権侵害を経験したことがある人がいることがわかっています。

女性に関する様々な権利※7について、広く啓発を行うなどして、自分を大切にし、男女がお互いの人権を尊重することにより、あらゆる暴力※8をなくし、男女が手を携えて共に生活を送ることができる環境づくりが必要です。

1. 推進施策

(1) 男女の人権に対する啓発活動の充実

男女の人権が尊重され、男女が良きパートナーとして、お互いの能力と個性を発揮しあう男女共同参画社会の実現を目指し、啓発活動を実施します。

事業名	事業の概要
男女共同参画関連講座等の開催・支援	男女共同参画に関する講座・講演会等を開催・支援する。
人権に対する啓発活動	「人権週間」の広報啓発、小中高等学校訪問、啓発物品の配布等を実施する。
人権に対する広報啓発	広報「たはら」へ男女の人権に対する情報を掲載する。

(2) 女性や家庭の問題、子どもに対する虐待等の相談体制の充実

女性や家庭の問題に対し、各種専門機関と連携しながら、相談しやすい体制を整え、問題の早期解決、再発防止、援助体制の強化に努めます。また、子どもに対する虐待の防止を進めるとともに、虐待にあった子どもの心身のケア等、救済についても各種関係機関等と連携し対応していきます。

事業名	事業の概要
家庭相談事業	家庭における人間関係及び児童の養育等の相談対応を図るとともに、要保護児童及び要支援家庭の見守り、訪問活動を実施する。
児童虐待防止事業	・妊娠・出産・育児等で困っている家庭を把握し、必要な支援が開始できるような相談・支援対応を行う。 ・児童虐待の通告・相談への対応や関係機関の連携と役割分担を充実し、児童虐待の早期発見と必要な支援、市民啓発を実施する。
心配ごと相談所開設	行政相談、法律相談、家庭相談、女性相談、母子相談、障がい者相談、人権相談等を実施する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 男女が良きパートナーとしてお互いの人権を尊重しましょう。
- ・ 女性や子どもに対するあらゆる暴力に関心を持ち、暴力の無い快適な生活環境づくりを目指しましょう。
- ・ 人権侵害や暴力の被害にあったときは、悩まず相談しましょう。
- ・ あらゆる暴力から身を守る方法を身につけましょう。
- ・ 虐待を受けている（疑い含む）児童を発見したときは、速やかに市又は児童相談センターに通告しなければなりません。

② 事業者・各種団体の役割

- ・ 男女がお互いの人権を尊重できるような職場環境づくりに努めましょう。
- ・ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進、相談体制の支援を進めましょう。
- ・ 虐待を受けている（疑い含む）児童を発見したときは、速やかに市又は児童相談センターに通告しなければなりません。

③ 市の機関の役割

- ・ 男女共同参画に関する各種啓発や情報提供、人権問題についての相談受付等を行います。
- ・ 男女共同参画に関する学習の機会を提供します。

■第2節 男女共同参画教育・啓発の充実

男女共同参画社会を実現するには、市民アンケート調査で特に男女共同参画の認知度が低かった若年層を始め、すべての市民が男女共同参画についての認識を持つことが必要です。そのために、家庭・学校・地域・職場等の社会のあらゆる場における教育・学習の果たす役割は重要です。特に、家庭では親の意識が直接子どもに影響することから、性別にとらわれることなく、子どもの個性を大切にする考え方の定着が必要です。学校では、一人ひとりの個性や能力を伸ばすとともに、男女が共に、自らの生き方などを考え、固定的な役割分担にとらわれず、主体的に将来を選択できるような男女平等の意識をはぐくむ教育を実践することが重要です。

また、以下のように男女共同参画に関する市民の意識をしっかりと把握し、効果的に意識改革をする必要があります。

○認知度が低い若年層を対象とする啓発や、若年層の参加にも配慮した各種講座や学習機会の充実。

○市民アンケートで男性が優遇されているとされる「社会通念・慣習・しきたりなど」「家庭生活の場」「職場」の分野への重点的な啓発。

1. 推進施策

(1) 家庭・地域における男女共同参画教育・啓発の促進

家庭における子育ては、子どもの意識の醸成に大きく影響を与えることから、子育てをする親等に対し、男女共同参画の視点に立った子育ての意識啓発や学習機会の提供に努めます。また、地域において、男女共同参画の意識の向上を図り、男女の地域活動への参加を促進するため、広報・啓発を行うとともに、学習機会の提供に努めます。

事業名	事業の概要
各市民館の家庭教育教室	各市民館主催の親子を対象とした家庭教育・健全育成等の教室・講座等を支援する。
青少年健全育成事業	青少年健全育成推進協議会、少年補導委員会等との連携による家庭教育及び青少年の健全育成を推進する。
男女共同参画教育の啓発	広報たはらへ男女共同参画教育の情報を掲載する。
若年層等対象啓発事業	若年層等を対象とする男女共同参画に関する広報・啓発を行う。

（２）学校における男女共同参画教育・啓発の促進

一日のうち多くの時間を過ごす学校生活は、子どもたちの意識形成に大きな影響を与えます。平成 28 年度の市民アンケート調査では、男女平等の意識を育てるために、学校教育ではどのようなことに力を入れるべきかという問いには、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるように配慮する」、「異性を思いやる気持ちの大切さを教える心の教育を充実させる」の割合が最も高く、次いで、「男女共に、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」の割合が高くなっているため、そうしたアンケート結果に配慮した学校教育を促進します。

事業名	事業の概要
小中学校家庭教育啓発講演会	各小中学校での児童・生徒及び親を対象とした家庭教育・健全育成等の講演会・講座等を開催する。
教科・道徳科・特別活動等での実践	児童・生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳科、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重や男女の平等、男女相互の理解、協力の重要性などについて指導の充実を図る。

（３）多様な選択を可能にする学習機会の充実

男女がお互いの個性や能力を発揮し、豊かな生活を送るためには、その能力や知識を高めることのできる学習の場が必要です。男女共同参画の視点を取り入れた各種講座や学習機会を充実させます。

事業名	事業の概要
生涯学習情報の提供	女性が豊かな生活を送るため、能力や知識を高める生涯学習情報を提供する。
生涯学習事業等託児事業	子を持つ親が安心して生涯学習事業等に参加できるようにするため、託児ボランティアを実施する。
男女共同参画関連講座等の開催・支援（再掲）	男女共同参画に関する講座・講演会等を開催・支援する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 社会的な性差別の問題点について関心を持ち、学習しましょう。
- ・ 性別にとらわれない生き方について考えてみましょう。
- ・ 学校の男女平等教育に関心を持ちましょう。
- ・ 男女共同参画の視点に立った講座等に積極的に参加しましょう。

② 教育関係者の役割

- ・ 男女の人権を尊重する豊かな心を育て、自ら学び考える教育を推進しましょう。
- ・ 子どもたちの手本となるよう、学校などの職場環境から男女平等の取組を実践しましょう。

③ 市の機関の役割

- ・ 家庭、地域、学校等における男女共同参画の学習機会や情報を提供します。

■第3節 男女共同参画の視点に立った

社会制度・慣習の見直し、意識の改革

社会通念や慣習、しきたり等は、男女共同参画を阻む要因の1つとなっています。市民アンケート調査では、「社会通念・慣習・しきたりなど」において男性の方が優遇されていると感じる人の割合が高くなっています。

家庭・地域・職場等の中に根づいている、男女の不平等意識を解消するために、啓発活動を通して問題提起し、慣習や制度の見直しについて広く呼びかけを行っていくことが必要です。

1. 推進施策

(1) 男女共同参画阻害要因についての問題提起

市民一人ひとりの男女共同参画意識を高めるため、家庭・地域・職場生活等における偏った伝統的慣習や慣行などについて問題提起をし、それを改善するための意識啓発に努めます。

事業名	事業の概要
偏った慣習等の問題提起	家庭や地域における偏った伝統的慣習や慣行等について見直すきっかけとなるような情報を提供する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 「男は仕事、女は家庭」といったような性別による差別が、家庭や地域の中にあるか見直し、改善しましょう。

② 事業者・各種団体の役割

- ・ 男女共同参画の視点に立って偏った社会通念や慣習、しきたり等を見直し、改善しましょう。

③ 市の機関の役割

- ・ 偏った慣習等を見直すきっかけづくりを行います。

■第4節 あらゆる世代にとっての男女共同参画

男女共同参画社会の形成には、男女共に理解を深めることが重要です。次世代を担う子どもと若者に積極的にアプローチし、男女共同参画の裾野拡大を図ります。

1. 推進施策

(1) さまざまな世代、男女双方への男女共同参画の啓発

事業名	事業の概要
男女共同参画の啓発	男女双方、子どもから高齢者まで幅広い世代が男女共同参画を身近に感じられるよう、さまざまな方法で意識啓発を行う。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 男女共同参画は特定の人に関係するものと考えず、それぞれの立場で、家庭や学校など身近な男女共同参画について考えてみましょう。

② 市の機関の役割

- ・ 男性、子ども、若者等、あらゆる世代と男女双方の男女共同参画社会への理解が進むよう啓発を行います。

■評価指標

「第1項 人権尊重と男女平等の意識づくり」の評価指標

評価指標名	H28 年度調査 (H23 年度調査)	目標	把握方法
男女共同参画の認知度 (市全体)	「内容を含め詳しく知っていた」 「だいたい知っていた」 計 35.3% (37.5%)	「内容を含め詳しく知っていた」 「だいたい知っていた」 50%以上	H28 年度市民アンケート調査
各分野における男女平等意識	「平等」の割合 ①家庭 25.8% (17.3%)	「平等」の割合の向上 30%以上	H28 年度市民アンケート調査
	②職場 16.3% (16.5%)	25%以上	
	③地域活動 26.5% (27.7%)	30%以上	
	④社会通念等 10.0% (10.1%)	15%以上	
	⑤法律や制度 39.4% (40.2%)	40%以上	
	⑥政治 20.4% (22.2%)	25%以上	
	⑦学校教育 54.7% (52.1%)	60%以上	

第2項 誰もが参画のまちづくり

(趣旨)

男女共同参画の「参画」とは、活動に「参加」するだけでなく、男女がより積極的に意思決定過程へ加わることをいいます。男女が共同で「参画」できる社会の実現のために、行政・防災・防犯・環境共生・地域づくり・国際交流等のあらゆる分野へ意欲ある男女が共に参画することを促進します。

平成23年3月の東日本大震災後は特に地域のつながり、絆の大切さが再認識されています。防災や防犯活動などをはじめとする地域活動に男性も女性も取り組み、地域力を高めましょう。

■第1節 政策・方針決定の過程への女性の参画推進

地域社会を代表する立場である、市議会議員、行政の委員、地域団体の代表者・役員等は、女性の割合が少なく、方針決定の過程への女性の活躍は十分とはいえない状況にあります。

本市の政治・行政における女性の参画状況をみると、審議会・委員会等における女性登用率が17.75%（平成28年4月現在）です。また、市役所職員の採用は、近年、女性も多いものの、市役所の女性職員の管理監督職の比率は29.3%（平成28年4月現在）となっています。

一方、平成28年度の市民アンケート調査でも、今より女性の代表が増えると良いという意見が約7割です。

女性がそうした代表者の立場になりやすい環境を整え、様々な意見を反映した方針決定が行われるようにする必要があります。

1. 推進施策

(1) 委員・役員等への女性の登用の推進

女性と男性が共に参画し、住民の意見が平等に反映されるように、審議会、委員会等へ意欲と能力のある女性の登用を促進するとともに、地域を代表する団体等の代表者・役員へ意欲と能力のある女性の登用を促進します。

また、社会進出に消極的な女性が社会に積極的に参画していくことができるよう環境づくりとして、人材の発掘、人材の育成、啓発等に努めます。

事業名	事業の概要
審議会、委員会等の女性の登用推進	審議会、委員会等の女性登用率の目標を30%程度に設定する。 審議会、委員会等の職務指定の委員構成の見直し及び公募委員枠の拡大を図る。 審議会、委員会等の登用率のフォロー調査を実施する。
地域を代表する団体等の代表者・役員への女性の登用促進	地域を代表する農業協同組合、商工会等の団体の代表者・役員へ意欲と能力のある女性の登用を促進するための啓発等を実施する。
地域における女性役員等の登用の推進	地域活動における方針や意思決定の場に男女が平等に参加できるように、クォータ制導入を紹介するなどの啓発を行います。
男女共同参画関連講座等の開催・支援（再掲）	男女共同参画に関する講座・講演会等を開催・支援する。
女性人材リストの作成、人材の活用	地域における女性リーダーを発掘、育成するとともに、女性人材リストを作成し、その人材を活用します。

（２）職場における女性の活躍の推進

企業・団体・行政等について、意欲と能力ある女性の採用や管理・監督者への登用を促進するとともに、女性が能力を十分に発揮できる環境づくりに努めます。

事業名	事業の概要
女性職員・社員の登用促進	意欲と能力のある女性職員の管理・監督者への登用促進のための啓発等を実施する。
市職員の女性管理職の登用推進	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画に基づき、女性管理職の登用を推進する。
教職員の女性管理職の登用推進	教員の管理職に占める女性の割合をさらに高めていくため、管理職にふさわしい人材の育成に努める。
企業における女性の能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション※9）の推進	企業におけるポジティブ・アクションの取組を促進する。
市職員のワーク・ライフ・バランス※10の推進	一斉退庁デーの徹底により、長時間労働を抑制し、また、有給休暇の取得促進を呼びかけ、仕事と家庭生活の両立を支援するため、市役所が他の職場に率先して実施する。

（３）人材育成

社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性に占める割合の目標を実現するために、継続就業やワーク・ライフ・バランス等の環境整備を進めるとともに、研修・育成を含めた幅広い支援等の取組を進めます。

事業名	事業の概要
男女共同参画関連講座等の開催・支援（再掲）	男女共同参画に関する講座・講演会等を開催・支援する。
各種団体活動の推進	県等の研修情報等を提供し、女性団体や自主グループなどそれぞれの団体の主体性を活かした活動を推進する。
女性リーダーの育成・支援	女性が団体のリーダーや自治会等の役員に登用されるよう、人材育成に向けた講座を開催します。また、県の開催する男女共同参画人材育成セミナーの受講者を募集し、支援する。

２．各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 意思決定過程の場への女性の参画を積極的に働きかけましょう。
- ・ 審議会等の委員の一般公募に積極的に応募しましょう。
- ・ 男女共同参画関連の講座、研修会等に積極的に参加しましょう。
- ・ 身近な女性が社会に参画することを後押ししていきましょう。

② 事業者・各種団体の役割

- ・ 女性が能力を十分に発揮できる環境づくりに努めましょう。
- ・ 意欲と能力のある女性の、代表者・役員、管理・監督者への登用を進めましょう。
- ・ 女性の人材育成に努めましょう。

③ 市の機関の役割

- ・ 審議会・委員会等や職員の管理・監督者への女性登用を促進します。
- ・ 教職員の管理職への女性登用を促進します。
- ・ 市役所が他の職場に率先して、仕事と育児・介護等との両立ができる職場環境を整えるために、時間外勤務の抑制や各種休暇制度等の利用を促進します。

■第2節 地域活動における男女共同参画の推進

「地域」は、私たちの生活のもっとも基礎的でかつ重要なコミュニティと言えます。助け合いによる地域コミュニティをつくるには、住民一人ひとりが積極的に地域活動に参画する必要があります。男性も女性も地域づくりに参加し、さまざまな立場の人へ配慮した、きずなの強い地域コミュニティをめざしましょう。

1. 推進施策

(1) 地域活動への女性の参画促進

女性も積極的に地域活動に参画できる仕組みづくりを進めます。

事業名	事業の概要
地域活動への女性の参画促進	地域活動の中心となるコミュニティ団体等の運営に、女性が積極的に参加できる環境づくりを促進するため、コミュニティ団体等を対象とした男女共同参画講座を開催する。

(2) 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進

地域の産業、歴史・文化、豊かな自然を男性も女性も参画して新たな視点で見直し、まちづくり、観光事業を進めます。また、女性の人材育成や活動支援を通してまちづくりを進め、適宜、女性も参画した市民との協働事業を促進します。

事業名	事業の概要
各種会議等への女性の登用促進	地域づくりや観光事業に関連する各種会議等への女性の登用を促進する。
研修等の支援	女性が活躍する先進地域等への研修等を支援する。
地域づくり団体等への支援	社会参加活動やNPO活動を含む女性が活躍する地域づくり団体等の活動を支援する。
地域づくり等の機運の盛り上げのための啓発	広報たはら等へ地域づくり、観光事業等で活躍する女性を紹介する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ まちづくりや地域づくりに関心をもち、地域活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 自治会活動や地域のリーダーは男性がやるものと決めつけず、誰もが積極的に参加しましょう。
- ・ 普段からコミュニケーションが図られるように自治会活動に参加しましょう。
- ・ 男女で協力できる雰囲気づくりに努めましょう。

② 地域団体の役割

- ・ 自治会運営等において、女性の意見が反映される仕組みをつくりましょう。
- ・ 女性の参加が促されるような組織の運営を考えましょう。
- ・ 女性や転入者が参加しやすいきっかけづくりを行いましょう。

③ 市の機関の役割

- ・ 地域コミュニティや協働事業における男女共同参画を推進・支援します。

■第3節 防災（災害復興を含む）、 防犯活動における男女共同参画の促進

防災（復興）対策は、男女双方のニーズの違いを把握して進める必要があります。平成23年に発生した東日本大震災では、避難所運営、救助・救出、災害復興など様々な場面で女性の視点が欠落し、被災者の生活に支障が出ました。このような課題を解決するためには、出産や育児、家事の経験が多い女性が、意思決定の場に参画することが求められます。

また、地域での防犯活動にも、男女が共に取り組み、地域全体で様々な立場の人に配慮した安心・安全なまちづくりを進めることが大切です。

地域コミュニティにおける防災・防犯活動に、男性も女性も参加し、日頃からつながりの強い地域づくりを進めましょう。

1. 推進施策

（1）男女双方の視点に十分配慮した防災対策の立案と実施

被災・復興時の諸問題を解決するため、男女双方の視点に十分配慮した地域防災計画等を策定する必要があります。また、災害復興にあたるボランティア、NPOとの連携を図り、男女共同参画の視点に配慮した復興支援が行われるように努めます。

事業名	事業の概要
男女双方の視点に配慮した防災対策の立案、実施	防災に関する政策・方針決定過程及び避難所運営会議等に女性が積極的に参加できる環境整備を支援する。
	男女双方の視点に配慮した各種防災関係計画づくりや施策の推進をする。
	男女のニーズへの違いを配慮した避難所の開設、運営・管理の体制整備を促進する。

（２）自主防災活動への男女の参画及び防災知識の習得の促進

固定的な役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画及び女性リーダーの育成など男女共同参画の視点を自主防災活動に取り入れることを奨励します。

事業名	事業の概要
地域における防災対策の支援	各区、自治会など地域ぐるみの自主防災組織において実施される災害対応研修や訓練への女性の参加を積極的に推進し、女性リーダーの育成、地域防災における機能強化を支援する。
防災に関するワークショップ※11、研修会※12等の開催	防災に関するワークショップ、研修会等への市民の参加を促進する。

（３）地域の防犯活動における男女共同参画の促進

地域の防犯活動に男性も女性も取り組み、男女双方の視点に配慮した安心・安全なまちづくりを進めます。

事業名	事業の概要
防犯活動への男女の参画の促進	地域の防犯活動に、男女ともに多様な年齢層の参加を促進する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 自主防災活動、防災に関するワークショップ、研修会等に積極的に参加しましょう。
- ・ 地域ぐるみで防犯活動に取り組み、安心・安全なまちづくりをめざしましょう。

② 市の機関の役割

- ・ 男女双方の視点に配慮した防災活動・防犯活動を推進・支援します。

■第4節 環境分野への男女共同参画の促進

環境と共生する豊かで持続可能な地域づくりを目指した「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」をさらに進めていくためには、市民一人ひとりがエコライフに取り組み、環境負荷の軽減に努めるとともに、環境に対する理解・意識の高揚、地域環境力を高めることが大切です。そのためには男女それぞれの豊かな知識や経験がより広く生かされるよう環境分野において男女共同参画をさらに進めていく必要があります。

1. 推進施策

(1) 環境分野での意思決定過程への女性参画の促進

環境に関する女性の豊かな知識や経験を十分活かすため、環境分野での事業の各段階における意思決定過程への女性の参画を拡大します。

事業名	事業の概要
環境分野の会議等への女性の登用促進	環境分野に女性の経験等を活かすために会議等への女性の登用を促進するとともに、フォロー調査を実施する。

(2) 地域における環境学習の推進や地域団体活動の支援

環境分野に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進し、地域における環境学習の推進や地域団体の活動を支援します。

事業名	事業の概要
地域団体の環境美化活動の支援	自治会等の実施する環境美化活動を支援する。
地域団体における環境啓発活動	地域団体の主催する環境学習のための講座・イベント等を支援する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 環境分野の会議等の一般公募に積極的に応募しましょう。
- ・ 環境美化活動、環境学習の講座・イベント等に積極的に参加しましょう。

② 地域団体の役割

- ・ 環境美化活動、環境学習のための講座・イベントを積極的に開催しましょう。

③ 市の機関の役割

- ・ 環境分野における男女共同参画の浸透を図ります。

■第5節 地域づくり、観光事業、 市民との協働事業への男女共同参画の促進 (再掲)

地域の産業、歴史・文化、豊かな自然を男性も女性も参画して新たな視点で見直し、まちづくりを進め、地域の活性化、暮らしの向上を実現する必要があります。その際に、適宜、女性も参画した市民との協働事業を促進することも課題となります。

1. 推進施策

(1) 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進

地域の産業、歴史・文化、豊かな自然を男性も女性も参画して新たな視点で見直し、まちづくり、観光事業を進めます。また、女性の人材育成や活動支援を通してまちづくりを進め、適宜、女性も参画した市民との協働事業を促進します。

事業名	事業の概要
各種会議等への女性の登用促進	地域づくりや観光事業に関連する各種会議等への女性の登用を促進する。
研修等の支援	女性が活躍する先進地域等への研修等を支援する。
地域づくり団体等への支援	社会参加活動やNPO活動を含む女性が活躍する地域づくり団体等の活動を支援する。
地域づくり等の機運の盛り上げのための啓発	広報「たはら」等へ地域づくり、観光事業等で活躍する女性を紹介する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 市民活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 地域づくりや観光事業等で活躍する女性を応援しましょう。
- ・ 地域づくりや観光事業等に関連する会議等の一般公募に積極的に応募しましょう。
- ・ 女性が中心となって地域づくり団体等を設立しましょう。
- ・ 女性が活躍する先進地研修や地域づくり団体等に積極的に参加しましょう。

② 各種団体の役割

- ・ 女性が中心となる活動を支援しましょう。
- ・ 住みやすい地域を目標に、男女ともに自主的な活動に取り組みましょう。

③ 市の機関の役割

- ・ 地域づくりや観光施策に男女双方の視点を反映します。

■第6節 国際交流・多文化共生への男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現は、日本のみならず、世界共通の課題でもあります。このため、各国の参画をめぐる現状と取組などの情報を収集し、市民に周知を図る必要があります。また、国際交流を通じて広い視野を持ち、多様な考え方への理解を養うことも求められます。

また、田原市にはおよそ1,400人の外国人が生活しています。(H28年10月末現在、男性375人、女性1,017人)地域レベルで多文化共生を推進し、男女共同参画の視点での国際交流・協力などを支援していきます。

1. 推進施策

(1) 国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供

国連の男女共同参画の活動や各国の男女共同参画をめぐる現状や取組などの情報を収集するとともに、市民に提供し、市民がより広い視野、男女共同参画に関する視点を養うことができるように努めます。

事業名	事業の概要
国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供	国際的な男女共同参画に関する情報を収集し、市民に提供する。 広報「たはら」等へ国際的な男女共同参画に関する情報を掲載する。

(2) 男女共同参画への理解を養う国際交流の促進

本市の姉妹都市や友好都市との交流及び国際協力を通して、市民の国際理解を推進し、国際性・男女共同参画への理解を養います。

事業名	事業の概要
姉妹・友好交流、国際協力事業	姉妹都市と友好都市との交流（行政交流・中学生派遣事業《教育委員会》）を進める。 JICA等各種研修生を受け入れる。

(3) 市民参画による国際交流・多文化共生の促進

市民団体による国際交流活動を促進し、活動団体への男女それぞれの参画を支援します。

事業名	事業の概要
国際交流・多文化共生関係団体支援	国際交流・多文化共生関係団体の実施する関連事業への支援・後援を行う。

（４）在住外国人女性の自立支援

多言語での情報提供や日本語教室を開催し、外国人の地域コミュニティへの参加を支援します。

事業名	事業の概要
在住外国人支援事業	各課において多言語による情報（ごみカレンダー・防災マップ等）をとりまとめ、在住外国人へ提供する。 日本語教室を開催する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 国際交流・多文化共生事業に積極的に参加して、それぞれの個性や能力を発揮し、男女共同参画の理解を深めましょう。

② 国際交流団体の役割

- ・ 男女共同参画の視点を持った国際交流・多文化共生の活動をしましょう。

③ 市の機関の役割

- ・ 男女共同参画の視点を活かした国際交流・多文化共生の推進、市民活動支援を行います。

■評価指標

「第2項 誰もが参画のまちづくり」の評価指標

評価指標名	現状値	目標	把握方法
審議会、委員会等への登用促進	審議会等（地方自治法第202条の3） H28年度 23.8% (H27年度 22.5%) 委員会等（地方自治法第180条の5） H28年度 16.3% (H27年度 18.6%)	30%以上	H28年度市調査
市役所の女性職員の登用促進	市職員の管理監督職に占める女性の割合 H28年度 34.7% (H27年度 32.4%)	35%以上	H28年度市調査
教員の管理職への登用促進	教員の管理職に占める女性の割合 H28年度 14.5% (H27年度 16.0%)	30%以上	平成28年度教育委員会調査
現在の地域活動の参加状況	第5章データ集参照	参加率上昇	H28年度市民アンケート調査

第3項 生涯安心の暮らしづくり

(趣旨)

男女が共に生涯にわたって生き生きと安心して暮らせるような社会を実現するため、心身に対する安心安全を図るとともに、生涯を通じた健康の保持増進、性差に応じた的確な医療である性差医療等の啓発に努めます。

高齢者や障がい者を社会全体で支える各種福祉サービスの充実及び社会参画の機会の充実を目指します。

また、ひとり親家庭の個々の態様に応じた自立支援等を通じて、生涯にわたる心身の健康と生活の充実を目指します。

■第1節 生涯にわたる心身の健康づくりへの支援

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、市民が健康管理とライフサイクルに応じた健康づくりに取り組めるよう、総合的な健康づくりのための支援をする必要があります。

1. 推進施策

(1) 男女の性の理解と女性の身体に関する自己決定権の尊重

男女がお互いの性と健康について理解し、尊重しあうことができるように意識啓発に努めます。また、女性が身体的、精神的、社会的により自分らしく生きられるように、安全で満足できる性生活、子どもを産むかどうか、いつ産むか、何人まで産むかを自分自身で決める自由など、自分の身体と性について決めるのは自分自身だということへの理解の普及と意識啓発に努めます。

事業名	事業の概要
女性の身体に関する自己決定権の尊重に関する意識啓発	自分の身体と性について決めるのは自分だということへの広報等による意識啓発、セミナー等の開催による情報提供や知識の習得を支援する。
健康相談	性に関する相談、正しい理解の促進や健康不安解消を図る。
学校での性教育の充実	正しい性教育を充実させ、自分を大切だと思える教育を推進する。
学校での命の学習	小中学校と赤ちゃんとのふれあい体験や小中学生の妊婦体験等を通して、子どもが命の大切さを学ぶ機会を充実させる。

（２）妊娠・出産等に関する健康支援

女性が安心して妊娠・出産や子育てができるよう、母子健康手帳交付時から支援を開始し、家庭訪問や各種相談、教室の開催、妊産婦・乳幼児健康診査など母子保健事業の充実に努めます。

事業名	事業の概要
健康診査の実施	妊産婦乳児・４か月児・１歳６か月児・３歳児健康診査、むし歯予防教室を実施する。
母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付時に、妊娠・出産・子育て・家庭に関する相談支援を行う。
育児相談	乳幼児・妊産婦を対象とした健康相談、栄養相談、母乳相談、離乳食相談、歯科相談を実施する。
予防接種	乳幼児、児童生徒を対象とした予防接種を実施する。
家庭訪問	新生児・乳幼児・妊産婦のいる家庭へ訪問し、保健指導・身体計測・相談等支援を行う。

（３）生涯を通じた心身の健康維持と増進

市民一人ひとりが健康づくりに関する自己管理能力を高めるよう、それぞれのライフステージ※13に応じた健康課題に対する知識の普及啓発や健康づくりを推進します。

事業名	事業の概要
健康づくり事業	健康に対する意識を啓発するとともに、健康について見直す機会を提供する。
健康診査及びがん検診の受診推進	健康診査、人間ドック、各種がん検診、骨粗しょう症健診、歯の検診について受診の推進を図る。
健康教育	病態別教室、運動教室、一般健康講座等を実施する。
訪問指導等の充実	健診の結果、生活習慣の改善の必要な方に、訪問指導を実施する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 健康支援事業に積極的に参加しましょう。
- ・ 男女の性と健康を理解し、お互いの性と健康を尊重しましょう。
- ・ 自分や家族の健康の保持に努めましょう。

② 教育関係者の役割

- ・ 正しい性教育を充実させ、自分を大切だと思えるような教育を推進しましょう。

③ 市の機関の役割

- ・ 男女の性別による違いや健康づくりへの理解促進を図ります。
- ・ 各種健康診査やがん検診や予防接種などを実施します。

■第2節 高齢者と障がい者が 安心して暮らせる環境の整備

これからの社会において、高齢者・障がい者が社会への参画機会を持ち、自立し生き生きと安心して暮らせる環境整備が必要となっています。

現在、高齢者・障がい者の介護負担は家族、とりわけ女性に偏っており、社会全体で支える介護保険制度、障害者総合支援法※における福祉サービスを着実に実施していく必要があります。

また、地域社会を豊かで活力あるものにしていくためには、高齢者・障がい者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、他のあらゆる人々と共に社会を支える重要な一員として高齢者・障がい者の役割を積極的にとらえる必要があります。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成25年4月1日施行)

1. 推進施策

(1) 高齢者の自立支援

高齢者に対し、社会参加、スポーツや学習活動への参画機会の提供や、能力活用の環境の整備などの支援を進め、高齢者の自立を支援します。

事業名	事業の概要
高齢者への就労支援	シルバー人材センターにより高齢者に就業の機会を提供する。
高齢者の生きがいづくりと健康づくり推進事業	歩け歩け運動、高齢者スポーツまつり、趣味のグループ活動等を実施する。
老人クラブ活動	社会参加やスポーツをしたり、教養を高めたりする組織を運営する。
介護予防教室	筋力トレーニング教室、閉じこもり予防教室、すこやか元気体操を実施する。

※平成30年度から、介護保険事業が東三河広域連合にて実施されます。

(2) 障がい者への総合的支援

障がい者に対し、地域生活の充実、社会活動への参画機会の提供や、能力活用の環境整備等の支援を進め、総合的な支援を行います。

事業名	事業の概要
レスパイトサービス事業	障がい児を介護する方の余暇支援として、日中障がい児を預かり、創作活動等を通じて生活習慣、社会活動参加への意思の向上を図る。
地域生活支援事業	障がいのある方の就業支援を始め、生活全般の支援を行う。

（３）介護保険制度・高齢者福祉サービスの充実と介護支援

高齢者が安心して生活できる環境整備と家族の負担軽減、精神的支援等を推進します。

事業名	事業の概要
介護教室	認知症介護教室、介護教室を開催する。
介護保険事業	介護保険事業計画に基づき、介護保険サービスを充実させ、介護者の負担を軽減する。
高齢者福祉サービスの充実	高齢者が安心して生活できるよう高齢者福祉サービスを充実する。

※平成 30 年度から、介護保険事業が東三河広域連合にて実施されます。

２．各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 積極的に高齢者・障がい者との交流の場に参加しましょう。
- ・ 高齢者の社会参加、スポーツ等を支援しましょう。
- ・ 高齢者は、社奉参加・スポーツ等に積極的に参加しましょう。
- ・ 障がい者の社会参加を支援しましょう。
- ・ 男性も積極的に介護に参加しましょう。
- ・ 男女がともに介護を支えましょう。

② 事業者の役割

- ・ 高齢者・障がい者の就業を支援しましょう。

③ 市の機関の役割

- ・ 高齢者の自立支援や障がい者への総合的支援、各種福祉サービスの充実を図ります。

■第3節 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (田原市DV対策基本計画)

DV（ドメスティック・バイオレンス）など、性別に起因する暴力は重大な人権侵害であり、どのような理由があっても決して許されることではありません。

田原市の平成28年度市民アンケート調査において、DVを一度でも受けた経験がある人は6.4%で、被害者は男性よりも女性が多い傾向があります。また、DV被害について相談できた人は約半数であり、「自分さえ我慢すれば何とかやっていける」「相談するほどのことでもない」など相談できない人もおり、DVの問題が潜在化していることが伺えます。

このような女性に対する暴力の背景には、固定的性別役割分担意識や男女の経済力の格差などに根ざした社会的・構造的問題があり、男女共同参画社会の実現に向けた解決すべき課題が存在します。女性に対する暴力の根絶に向けて、個人の尊厳を尊重し、配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現や、DV被害者の相談や保護、自立支援に関わる施策を推進・充実させることが必要です。

1. 推進施策

(1) DVの正しい知識や予防のための啓発活動

DVに関する正しい知識を広く啓発し予防に努めます。

事業名	事業の概要
広報啓発活動による普及	DVのメカニズムや背景、実態などについて市民や関係機関の理解が深まるよう、さまざまな機会を通じて広報活動を行う。

(2) DV被害者の安全確保と自立支援の充実

関係者からの情報提供や通報についての理解の浸透を図るとともに、関係機関と連携して被害者の安全を図ります。

事業名	事業の概要
関係者による通報の周知	市民や保健・医療・福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図る。
DV被害者の安全確保	関係機関と連携し、緊急一時保護を実施し、被害者の安全を確保する。
DV被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意	住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底する。
DV被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立支援を行う。

（３）相談業務の充実と関係機関との連携

市のさまざまな相談や窓口の担当部署のほか、各関係機関のそれぞれの役割を活かした支援のネットワークを強化します。

事業名	事業の概要
DV等に関する相談事業	家庭相談事業を中心にDV等についての相談に対応し、さまざまな機会を通じてDVに関する相談先について積極的に周知を行う。
庁内連携の強化	相談や窓口対応で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携の強化を図る。
関係機関との連携強化	警察や県（女性相談センター）などの関係機関のほか、学校、医療関係者、民生・児童委員や主任児童委員などの福祉関係者との連携を強化する。

２．各主体の役割

① 市民の役割

- ・ DVについて正しく理解し、DVはどんな理由があっても決して許されないという認識を持ちましょう。
- ・ DVについてNPOなどが主催する学習会等に積極的に参加し学びましょう。
- ・ 家庭内でDVについて話し合いましょう。
- ・ DVを受けている（疑いを含む）人を発見した時は、その人が市や警察、女性相談センター等に相談ができるように助言をしたり、市や警察等に通報するように努めましょう。
- ・ DVの被害にあった時は悩まずに相談しましょう。

② 各種団体の役割

- ・ DVの特徴や被害の実態を十分に理解し、被害者の立場に立った切れ目のない支援に努めましょう。
- ・ DVを受けている（疑いを含む）人を発見した時は、その人が市や警察、女性相談センター等に相談ができるように助言をしたり、その人の意思を尊重した上で、市や警察等に通報するように努めましょう。

③ 市の機関の役割

- ・ 広報誌等でDVについて広く市民に啓発し、DVへの理解が広がるよう取り組みます。
- ・ さまざまな施策や制度を活用して、被害者の立場に立った相談対応やきめ細やかな支援を行います。
- ・ 被害者の安全の確保や自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携強化に取り組みます。
- ・ 警察などの関係機関と連携して、加害者対応に取り組みます。

■第4節 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

離婚率の高まりとともに、今後、母子・父子世帯のひとり親家庭が増えていくことが予想されますが、ひとり親家庭は、仕事・家事・育児を一人で全て担う必要があり、経済・教育・健康面で不安や負担が大きくなっています。ひとり親家庭の生活安定や、養育される子どもの健全な成長のため、個々の態様に応じた自立支援が必要です。

1. 推進施策

(1) ひとり親家庭への生活支援内容及び制度の充実

それぞれの状況に応じたひとり親家庭への自立支援を行います。

事業名	事業の概要
母子・父子家庭相談事業	母子・父子自立支援員による子育て・就業等に関する相談に対応する。
母子・父子自立支援事業	母子・父子家庭の自立を促進するため、自立支援給付金、高等技能訓練促進費を支給する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ ひとり親家庭を地域が一体となって支えましょう。

② 市の機関の役割

- ・ ひとり親家庭の自立支援、相談受付などを行います。

■評価指標

「第3項 生涯安心の暮らしづくり」の評価指標

評価指標名	現状値	目標	把握方法
育児を楽しんでいると思う保護者の割合	4か月児健診 88.2% 1歳6か月児健診 87.6% 3歳児健診 79.8%	4か月児健診 95% 1歳6か月児健診 90% 3歳児健診 90%	健康たはら21計画調査 (市調査)
運動習慣のある者の割合	男性 31.5% 女性 26.5%	男性 35% 女性 30%	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律を知っている人の割合	81.7%	85.0%	H28年度 市民アンケート調査

第4項 働きやすい場づくり

(趣旨)

意欲のある男女がその能力や経験を生かすことができる社会を実現するために、職場での性差別を解消するとともに、安心して子育てや介護をしながら生涯を通じて充実した職業生活を営めるよう、仕事と家事・育児・介護等の家庭生活を両立させることのできる環境づくりを目指します。

■第1節 事業所における性差別の解消

昭和61年の男女雇用機会均等法の施行から、平成11年、平成19年の改正均等法の施行を経て現在までに女性労働者を取り巻く環境の法整備がなされ、状況は大きく変化しています。しかし、市民アンケート調査からもわかるように、職場における男女差別がなくなったわけではありません。男女雇用機会均等法や労働基準法の定着のために、関係機関と連携を図り、事業所等に周知を図ります。

1. 推進施策

(1) 事業所に対する男女共同参画に関する啓発

雇用者への男女共同参画に対する知識・意識の向上のために、事業所に対し労働関連法規、各種助成制度等の労働関連情報を周知し、労働環境の向上を図ります。

事業名	事業の概要
事業所に対する男女共同参画の啓発	事業所へ法制度紹介及び女性の労働条件の向上に向けた情報を提供する。
役割分担意識に根ざす制度や慣行の見直し	固定的な男女の役割分担意識に根ざす誤った制度や慣行を見直すよう意識啓発を行う。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 労働に関する法制度等の知識を高め、男女平等の職場づくりを目指しましょう。
- ・ 職場における固定的な男女の役割分担を見直し、改善しましょう。

② 事業所の役割

- ・ 労働に関する法制度等を守り、男女格差をなくし、労働環境を向上しましょう。
- ・ 性別による役割分担をなくしましょう。

③ 市の機関の役割

- ・ 事業所に対し男女共同参画意識の向上や役割分担意識の解消を啓発します。

■第2節 ワーク・ライフ・バランスの推進

市民アンケート調査によると、生き方として望ましいものについて「仕事と家庭生活をともに優先したい」の割合が最も高くなっていますが、働く女性が増えるなか、「女性は仕事も家庭も」という二重の負担を担っている面もあります。社会情勢等の変化に対応し、男性が家庭生活へ積極的に参画することができるように環境を整える必要があります。

このため、仕事と家庭生活の両立に関する意識啓発を進めるとともに、働き方の見直しを進め、「育児・介護休暇を取得しやすい環境」及び「育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境」を整えることが課題です。

1. 推進施策

（1）仕事と家庭の両立支援の啓発

家庭で男女の協力関係を十分話し合うなど仕事と家庭生活との両立に関する意識啓発を進めるとともに、職場優先の組織風土を変え、男性も含めた働き方の見直しを進めるための意識啓発を企業及び市民を対象に進めます。また、ファミリーフレンドリー企業※14の普及啓発に努めます。

事業名	事業の概要
市民への意識啓発	広報、パンフレット等により仕事と家庭の両立を支援する意識を啓発する。
企業への意識啓発	パンフレット等により仕事と家庭の両立を支援する意識啓発、企業向けセミナー等の実施、ファミリーフレンドリー企業の普及啓発を行う。
市職員のワーク・ライフ・バランスの推進 （再掲）	一斉退庁デーの徹底により、長時間労働を抑制し、また、有給休暇の取得促進を呼びかけ、仕事と家庭生活の両立を支援するため、市役所が他の職場に率先して実施する。

（２）子育て支援

仕事と子育ての両立や子育てに係る負担感を緩和・除去し、だれもが安心して子育てができるような環境を整えていきます。また、男性の子育てへの参画を推進します。

事業名	事業の概要
通常保育事業	保育園での保育を充実させ、性別による固定的な性別役割分担意識を植え付けることのないよう配慮する。
特別保育事業	保育園での延長保育、一時預かり、障害児保育、休日保育を実施する。
児童クラブ (学童保育)	保護者が就業等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、生活の場の提供を行う。
放課後子ども教室	小学校に就学している児童に対して、安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。
児童センター運営事業	児童の活動の場として、また、子育て相談や母親サークルの活動の場としての子育て支援を行う。
ファミリー・サポート・センター事業	会員制で育児の相互援助組織を運営し、地域における子育て支援や育児負担の軽減を図る。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその親を対象に、子育てに関する相談や情報交換の場として、ひまわりルーム・なのはなルームを開設する。
妊娠・出産・子育てに関する相談	妊娠・出産・子育てに対する相談に応じ、必要なサービスが受けられるように切れ目なく相談支援を行う。
男性の子育て参加支援	母子手帳交付時における父親の育児参加を促すパンフレットの配付等、男性を対象とする子育て参画を支援する事業を行う。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 家庭生活を家族全員で支えましょう。（特に家事・育児・介護については男性の参加が望まれています。）
- ・ 子育て支援事業等に積極的に参加しましょう。

② 地域の役割

- ・ 子育て等を地域全体で支えましょう。

③ 事業所の役割

- ・ 仕事と家庭の両立を支援しましょう。
- ・ 子育て支援を積極的に行いましょう。

④ 市の機関の役割

- ・ 仕事と家庭の両立支援や子育て支援の充実を図ります。

■第3節 農林・水産・商工など 自営業における男女共同参画の推進

田原市の農業従事者は、就業者全体の3分の1を占め、愛知県や近隣市町村に比べ多くなっています。このため、女性の就業率は高いのですが、農林・水産・商工など自営業に従事する女性の立場は、家事や育児と仕事の二重負担を強いられる一方で、就労条件や待遇などは不明確であるなど、多くの課題が残されています。

こうした状況を解消するため、農林・水産・商工など自営業に従事する女性の労働条件の改善や、女性自身が事業の方針決定に積極的に参画できるよう、意識啓発に努める必要があります。

1. 推進施策

(1) 対等なパートナーとなるための意識啓発

男性と女性が対等なパートナーとして仕事を営むことができるよう、意識啓発に努めます。また、女性の方針決定過程への参画を促進します。

事業名	事業の概要
女性リーダーの育成	女性の農林・水産・商工業への主体的参画と職業能力の向上のための女性リーダー育成セミナー等を開催する。
女性農業経営研修	農業経験に関するノウハウの取得等により、経営者の育成を図るための研修を開催する。

(2) 女性の労働条件の向上

仕事や家事・育児の両面において、負担を強いられることが多い農林・水産・商工など自営業で働く女性の労働条件が改善されるよう、環境整備・意識啓発に努めます。

事業名	事業の概要
女性の労働条件改善の啓発	農林・水産・商工などの関連団体の労働条件改善活動を支援する。 広報「たはら」等へ女性の労働条件改善に関する情報を掲載する。

(3) 家族経営協定の促進

農業の家族従事者の労働に対して、賃金や報酬が支払われないことがないように、家族経営協定を促進し、労働条件が改善されるよう支援します。

事業名	事業の概要
家族経営協定の促進	「田原市家族経営協定ネットワーク協議会」が中心となり、休日や給与、役割分担と責任を明確にする家族経営協定の締結を促進する。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ 男女が仕事の対等なパートナーとなるようにしましょう。
- ・ 女性の労働条件を改善しましょう。
- ・ 家族経営協定を締結しましょう。

② 事業所の役割

- ・ 仕事と家庭が両立できる事業所をつくりましょう。

③ 市の機関の役割

- ・ 男女が仕事の対等なパートナーとなるよう啓発・支援を行います。

■第4節 女性のチャレンジ支援

意欲と能力を持った女性が、遠慮なく社会で活躍できるよう女性のチャレンジを支援します。

1. 推進施策

（１）農林水産業に関するチャレンジの支援

新規就農・担い手育成や農産物・海産物を活用した特産品の作成・販売などの農林水産業にチャレンジをしたい女性への情報提供を行い支援します。また、男性の理解・協力等により、女性が活動等に参画できるような環境整備に努めます。

事業名	事業の概要
新規就農者・担い手育成の支援	新規就農者や農林水産業の担い手の育成を支援する。
農林水産業女性チャレンジ支援	女性が中心の農産物・海産物を活用した特産品の作成・販売・交流等の農林水産業に関連するチャレンジ事例の収集・紹介、チャレンジへの支援を検討する。

（２）起業、NPO・ボランティア等の活動発足の支援

起業、NPO・ボランティア等の活動を発足したい女性へ情報提供等の支援をするとともに、様々な活動に参加できるよう環境整備、広報啓発に努めます。

事業名	事業の概要
起業、NPO・ボランティア等発足支援事業	起業、NPO・ボランティア等発足を支援するために情報提供、セミナー・相談事業等を実施する。
女性チャレンジ事例の紹介	女性のチャレンジ事例の情報収集・紹介等による意識啓発をする。

（３）子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ

子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性が、仕事に再チャレンジできるよう、就業につながる職業訓練・再教育を受けるための情報提供をし、家庭と仕事を両立するための環境整備を進めます。

事業名	事業の概要
女性再チャレンジ支援事業所紹介事業等	女性の再チャレンジを支援する優良な事業所等を紹介し、意識啓発等を図る。

2. 各主体の役割

① 市民の役割

- ・ チャレンジする人を応援しましょう。
- ・ 新規就農、起業・NPO・ボランティア等に積極的にチャレンジしましょう。

② 事業所、各種団体の役割

- ・ チャレンジする人を支援しましょう。

③ 市の機関の役割

- ・ 女性が積極的にチャレンジできるような情報提供・支援を行います。

■ 評価指標

「第4項 働きやすい場づくり」の評価指標

評価指標名	現状値	目標	把握方法
家庭での男女の役割分担の現状	H28 年度市民アンケート調査結果参照	「すべて女性が担当」の減少	H28 年度市民アンケート調査
保育園の待機児童 0 の継続	0 人	0 人	H28 年度市調査
特別保育利用者数	延長保育 4,400 人 休日保育 54 人 一時預かり 2,255 人	延長保育 4,500 人 休日保育 144 人 一時預かり 2,400 人	H28 年度市調査
女性の年齢別就労割合におけるM字カーブ※15 の男性との差	20～29 歳 28.0% 30～39 歳 35.1%	20～29 歳 25% 30～39 歳 32%	H28 年度市民アンケート調査
家族経営協定締結戸数	H27 年度 260 戸	H28 年度 260 戸 (たはら 21 新農業プラン改訂版より)	県田原農業改良普及課調査
新規就農者数	H27 年度 40 人	H25～H28 年度 120 人 (たはら 21 新農業プラン改訂版より)	県田原農業改良普及課調査
市職員一人当たりの年間の年次休暇取得日数	H27 年 9.2 日	12 日以上	H28 年度市調査
市職員一人当たりの月間の超過勤務時間	H27 年度 14.9 時間	10 時間以下	H28 年度市調査

第4章 推進体制

第1項 推進体制の整備

(趣旨)

男女共同参画社会の実現を目指し、地域づくり・人事・福祉・環境・商工観光・農林水産業・教育及び防災等この計画に盛り込まれた各事業を総合的かつ効率的に実施していくために、市の各部署の連携強化を図るとともに、市と市民との協働を促進する推進体制の整備を目指します。

■第1節 推進体制の整備と市民との協働

この計画に盛り込まれた地域づくり・人事・福祉・環境・商工観光・農林水産業・教育及び防災等の事業は、市の様々な部署において実施することとなります。これらの事業を着実に推進していくために、市の各部署が横断的に連携できる推進体制を整備します。

また、この計画を着実に推進していくために、市民を構成員とし、計画の推進状況について意見交換等を行う組織の設置等、市民を含めた推進体制を整備するとともに、男女共同参画に関する講座や行事について市民団体・ボランティア等と積極的な連携を図ります。

事業名	事業の概要
男女共同参画を推進する行政の会議の設置	総合的に男女共同参画行政を推進するために庁内ワーキング会議を開催する。
市職員の男女共同参画に関する研修	市職員が各事業で男女共同参画の視点に立った事業の実施が行えるよう研修を実施する。
男女共同参画に関する調査体制の整備	男女共同参画に関する各種情報を収集するとともに、市民意識調査を実施する。
市民で構成する組織の設置	市民と市行政との協働により、計画の推進状況などについて意見交換等を行うための市民を構成員とする組織を設置する。

事業名	事業の概要
市民団体・ボランティア等との連携事業の実施	男女共同参画に関する講座等を市民団体やボランティア等と連携して実施する。
男女共同参画関連情報・相談・活動・交流等の拠点となる場の整備	男女共同参画関連の情報・相談・活動・交流等の拠点となる場の整備を検討する。

■第2節 推進体制の展望

男女共同参画社会の実現のために、市や市民・事業者等の取組を促進する男女共同参画を推進する条例・要綱などの制定を検討します。

第2項 計画の進行管理

(趣旨)

平成34年度に計画の見直しを行い、平成38年度までに目標都市イメージを実現するため、施策の推進にあたっては、市民の声を聞きながら、計画の進行管理を行います。

事業名	事業の概要
男女共同参画を推進する行政の会議の設置(再掲)	総合的に男女共同参画行政を推進するために庁内ワーキング会議を開催する。
男女共同参画に関する調査体制の整備(再掲)	男女共同参画に関する各種情報を収集するとともに、市民意識調査を実施する。
市民で構成する組織の設置(再掲)	計画の進捗管理をするにあたり、市民の意見を伺う市民を構成員とする組織を設置する。

第3項 市の推進体制

各推進施策は市の事業担当課が主導して実施しますが、関係部署同士が連携し、また、全ての部署が総合的に男女共同参画の推進に取り組みます。

【推進目標Ⅰ】 人権尊重と男女平等の意識づくり

重点テーマ	推進施策	担当課
1 男女の人権の尊重	① 男女の人権に対する啓発活動の充実	企画課 地域福祉課 生涯学習課
	② 女性や家庭の問題、子どもに対する虐待等の相談体制の充実	地域福祉課 子育て支援課
2 男女共同参画教育・啓発の充実	① 家庭・地域における男女共同参画教育・啓発の促進	企画課 生涯学習課
	② 学校における男女共同参画教育・啓発の促進	生涯学習課 学校教育課
	③ 多様な選択を可能にする学習機会の充実	企画課 生涯学習課
3 男女共同参画の視点に立った社会制度・習慣の見直し、意識の改革	① 男女共同参画阻害要因についての問題提起	企画課
4 あらゆる世代にとっての男女共同参画	① さまざまな世代、男女双方への男女共同参画の啓発	企画課

【推進目標Ⅱ】 誰もが参画のまちづくり

重点テーマ	推進施策	担当課
1 政策・方針決定の過程への女性の参画推進	① 委員、役員等への女性の登用の促進	企画課 各課室
	② 職場における女性の活躍の推進	企画課 人事課 商工観光課
	③ 人材育成	企画課
2 地域活動における男女共同参画の推進	① 地域活動への女性の参画促進	総務課
	② 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進	企画課 商工観光課
3 防災（災害復興を含む）、防犯活動における男女共同参画の促進	① 男女双方の視点に十分配慮した防災対策の立案と実施	防災対策課 地域福祉課
	② 自主防災活動への男女の参画及び防災知識の習得の促進	防災対策課
	③ 地域の防犯活動における男女共同参画の促進	総務課
4 環境分野への男女共同参画の促進	① 環境分野での意思決定過程への女性の参画の促進	環境政策課 廃棄物対策課
	② 地域における環境学習の推進や地域団体活動の支援	企画課 環境政策課 廃棄物対策課
5 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進	① 地域づくり、観光事業、市民との協働事業への男女共同参画の促進（再掲）	企画課 商工観光課
6 国際交流・多文化共生への男女共同参画の促進	① 国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供	企画課 広報秘書課
	② 男女共同参画への理解を養う国際交流の促進	広報秘書課
	③ 市民参画による国際交流・多文化共生の促進	広報秘書課
	④ 在住外国人女性の自立支援	広報秘書課

【推進目標Ⅲ】 生涯安心の暮らしづくり

重点テーマ	推進施策	担当課
1 生涯にわたる心身の健康づくりへの支援	① 男女の性の理解と女性の身体に関する自己決定権の尊重	健康課 学校教育課
	② 妊娠・出産等に関する健康支援	健康課
	③ 生涯を通じた心身の健康維持と増進	健康課
2 高齢者と障がい者が安心して暮らせる環境の整備	① 高齢者の自立支援	高齢福祉課
	② 障がい者への総合的支援	地域福祉課
	③ 介護保険制度・高齢者福祉サービスの充実と介護支援	高齢福祉課
3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	① DVの正しい知識や予防のための啓発活動 ② DV被害者の安全確保と自立支援の充実 ③ 相談業務の充実と関係機関との連携	子育て支援課
4 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	① ひとり親家庭への生活支援内容及び制度の充実	子育て支援課

【推進目標Ⅳ】 働きやすい場づくり

重点テーマ	推進施策	担当課
1 事業所における性差別の解消	① 事業所に対する男女共同参画に関する啓発	企画課 商工観光課
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	① 仕事と家庭の両立支援の啓発	企画課 人事課
	② 子育て支援	子育て支援課 健康課 生涯学習課
3 農林・水産・商工など自営業における男女共同参画の推進	① 対等なパートナーとなるための意識啓発	農政課 商工観光課
	② 女性の労働条件の向上	企画課 農政課 商工観光課
	③ 家族経営協定の促進	農政課 農業委員会事務局
4 女性のチャレンジ支援	① 農林水産業に関するチャレンジの支援	農政課 農業委員会事務局
	② 起業、NPO・ボランティア等の活動発足の支援	企画課
	③ 子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ	企画課 商工観光課

第5章 参考資料

1 男女共同参画に関する市内の活動事例

田原市内には、さまざまな形で男女共同参画を実践している市民活動団体等があります。公益的・公共的な市内の活動事例を一部整理しています。

【推進目標Ⅰ】 人権尊重と男女平等の意識づくり

活動者	活動内容
人権擁護委員	人権意識向上全般の周知・啓発活動 DV等女性の権利擁護に関する理解の促進活動 (企業説明会等の実施)
女性会議ウィット WIT	女性へのDV防止や性教育等、さまざまな男女共同参画をテーマとした講座を企画したり、セミナーに参加したりし、メンバーと市民の男女共同参画意識の向上を目指して活動している。



第9回男女共同参画フェスティバルの様子



【推進目標Ⅱ】 誰もが参画のまちづくり

活動者	活 動 内 容
民生・児童委員、 人権擁護委員、 行政相談委員	委員の女性比率が民生・児童委員は 46%、人権擁護委員では 50%、行政相談委員では 67%と多くの女性委員が参画している。
高齢者交通安全協力員	高齢者に対する効果的な交通事故抑止策を推進するため、地域高齢者の戸別訪問による啓発、街頭キャンペーン等警察の実施する啓発活動補助を行っている。 ※現在、市内に協力員が 20 名おり、全て女性。
田原市赤十字奉仕団 (田原市更生保護女性会)	① 赤十字親子教室 ②赤十字防災キャンプ ③市内の未就学園児の保護者を対象にした幼児安全法の実技講習会④田原市総合防災訓練で炊き出し訓練の実施などを行っている。赤十字幼児安全法指導員・赤十字健康生活支援講習指導員、支援員、一般団員が、女性ならではの視点を活用し研修や防災学習・防災キャンプなどでの活動を通じ、団員同志がスキルアップを図りつつ、防災のまちづくりを目指している。
田原市生活学校	省エネ対策やリサイクル活動から料理教室など、暮らしをより良くするための女性中心の団体で、女性ならではの視点による活動や勉強会を行い、住みやすいまちづくりに貢献している。(牛乳パック回収・小物づくり等)
地域参加の女性団体(野田レディース)	従来の婦人会に代わり、地域に根ざしながらも、女性が主体的に地域活動に参加する団体として結成。市民館まつりやウォーキング大会などの地域行事を運営支援するほか、盆踊りなどにも参加し、地域活動を盛り上げている。
男の料理教室	大草校区、福江校区、中山校区の市民館などで、地域の男性対象に、料理を学ぶ講座が行われている。
大久保区自治会(防災女性クラブ)	平成 15 年頃から毎年、市政ほーもん講座に申し込みがあり、防災女性クラブの防災意識の向上に努められている。
田原市女性防火クラブ	家庭防火・防災に関する知識向上、安全な家庭・まちづくりを目的とする、市内女性 16 名が参加するボランティア組織。

活動者	活 動 内 容
菜ばなの会	自治会の女性同士でお茶会を行ったり、地区の祭りや地域活動に参加したり、いざという時のために、女性同士で仲間づくりをする。自治会の会合にも出席し、女性の視点をもって会議に参加している。
いもきり星★あぶり隊	地域の女性たちが「女性の力でまちを元気にしたい」と立ち上がり「いもきり星★あぶり隊」を結成。まちの良さを知ってもらい、中心市街地の活性化につなげるため、女性目線の個性的なマップ『ちんちこちんまっぷ』を作成した。
農村輝きネット・あつみ	農村生活や農業経営の充実を図るとともに、ゆとりある生活の研究、男女がともに参画する豊かで活力ある社会の実現を目指している。食農教育に重点を置いており、地元の豊かな農産物のPRや、地元農産物の消費・活用拡大に役立てるため、平成 21 年度から「地元農産物を活用した料理コンテスト」を開催している。
スマイルの会	みんなが笑って暮らせるよう、楽しく笑顔で活動できるよう、防災意識の向上を目指す大久保地域の女性 6 人のグループ。コミュニティとも協力し、地域の人の意見を聞きながら、自分達にとって何が必要か、自分達でできることから活動をしている。
レシピの会	平成 21 年に『男の料理サークル』として発足をし、毎月第 2 土曜日に料理に勤しんでいる。また、3 年程前から、手作りの蒸しパンで「あつみNPO のつどい」や「あつみロビーコンサート」でお茶会を開催。地域のみなさんとの語らいの中で、共に楽しく生きていくためには、許容性と寛容性を持ち、互いに歩み寄ることが大切だと感じ、これからの人生を自立したものにし、健康的で生きがいを感じられる生活を目指して活動している。



スマイルの会（自主防災会 ワールドカフェ）



レシピの会（豚肉の生姜焼きなど 3 品に挑戦）

【推進目標Ⅲ】 生涯安心の暮らしづくり

活動者	活 動 内 容
民生・児童委員 人権擁護委員 行政相談委員	委員の女性比率が民生・児童委員は 46%、人権擁護委員では 50%、行政相談委員では 67%と多くの女性委員が参画している。
子育て安心見守り隊	親子を地域で応援するサポーターとして活動している。 赤ちゃんが生まれた家庭へ、近所の先輩ママさんである子育て安心見守り隊が、プレゼントを持って家庭訪問を実施している。また、乳幼児健診で、きょうだいを連れてきた母親が安心して健診を受けられるように、会場できょうだいの見守り、託児をおこなっている。赤ちゃんサロンでも、赤ちゃんのきょうだいと遊んだり、保護者と地域の情報交換をするなど、親子が楽しい時間を過ごすためのお手伝いをしている。

【推進目標Ⅳ】 働きやすい場づくり

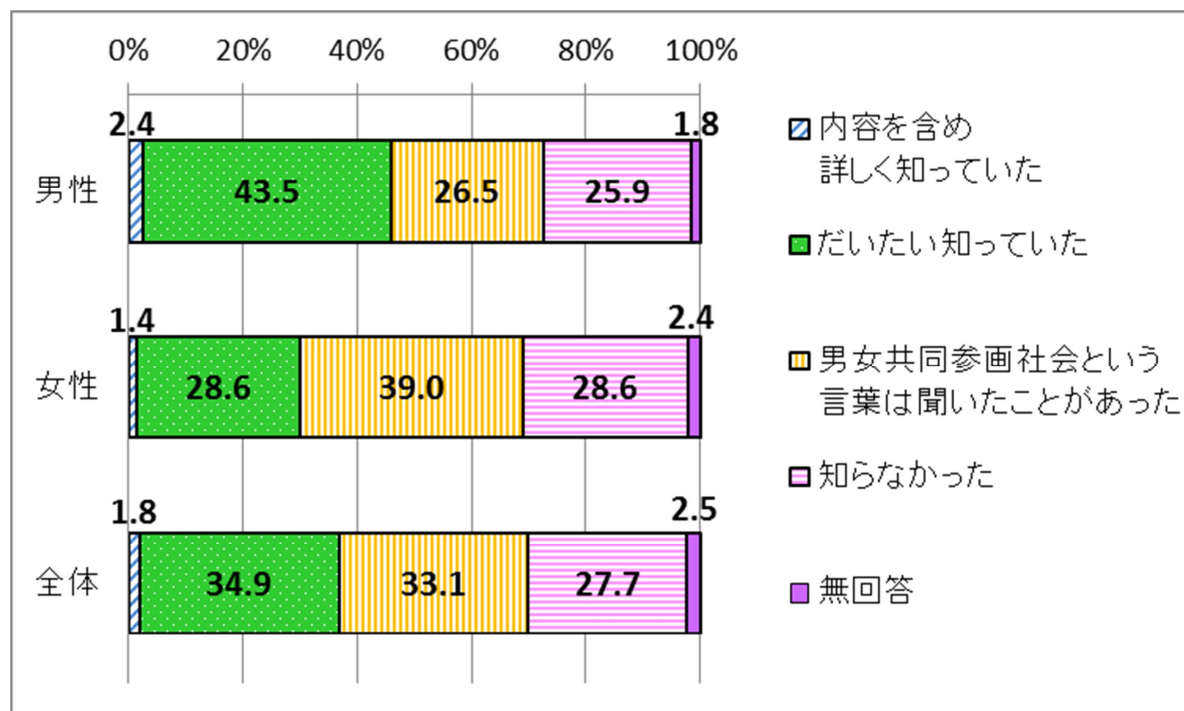
活動者	活 動 内 容
フレッシュライフセミナー参加者 (結婚して数年までの農家女性)	新たに田原市の農家に嫁いだ女性に対し、農業や農村生活の基礎知識や技術習得を得るためのセミナーを開催する。先進農業、地元食材、郷土料理等を学び、また先輩農業者と交流を行う。(年 5 回開催予定)
農村生活アドバイザー会員	農村生活アドバイザーが有する能力や役割を十分に発揮し、農家生活の向上及び地域の農業振興に関する情報交換並びに研究を通して、農家生活の向上を図るための活動を行う。(随時開催)

2 男女共同参画関係データ集

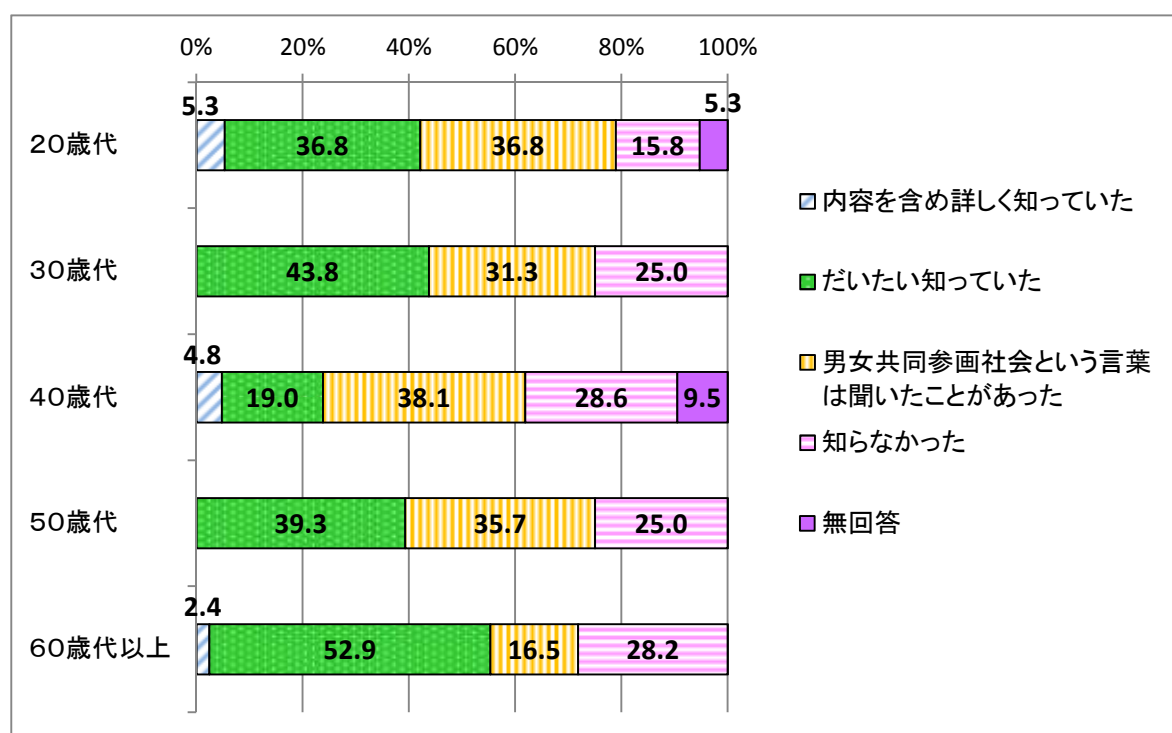
【推進目標Ⅰ】 人権尊重と男女平等の意識づくり

■ 男女共同参画の認知度（H28年度市民アンケート調査）

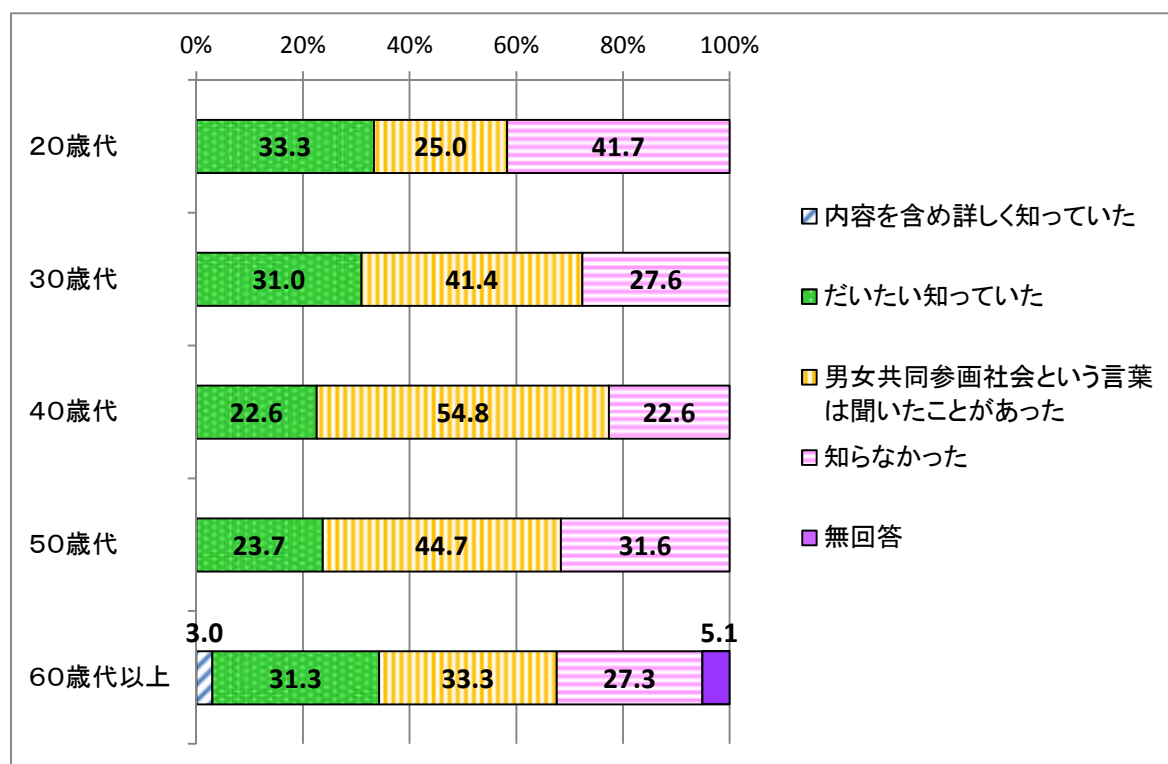
【全体】



【男性・年齢別】

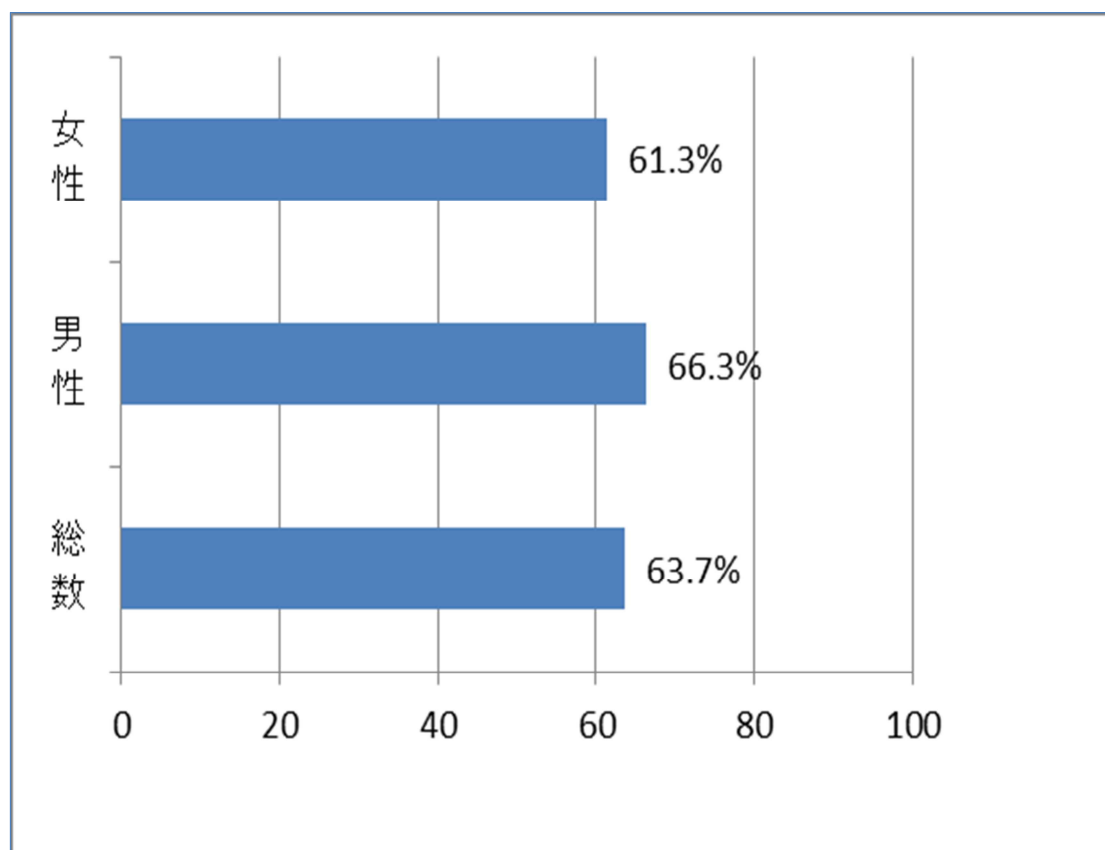


【女性・年齢別】

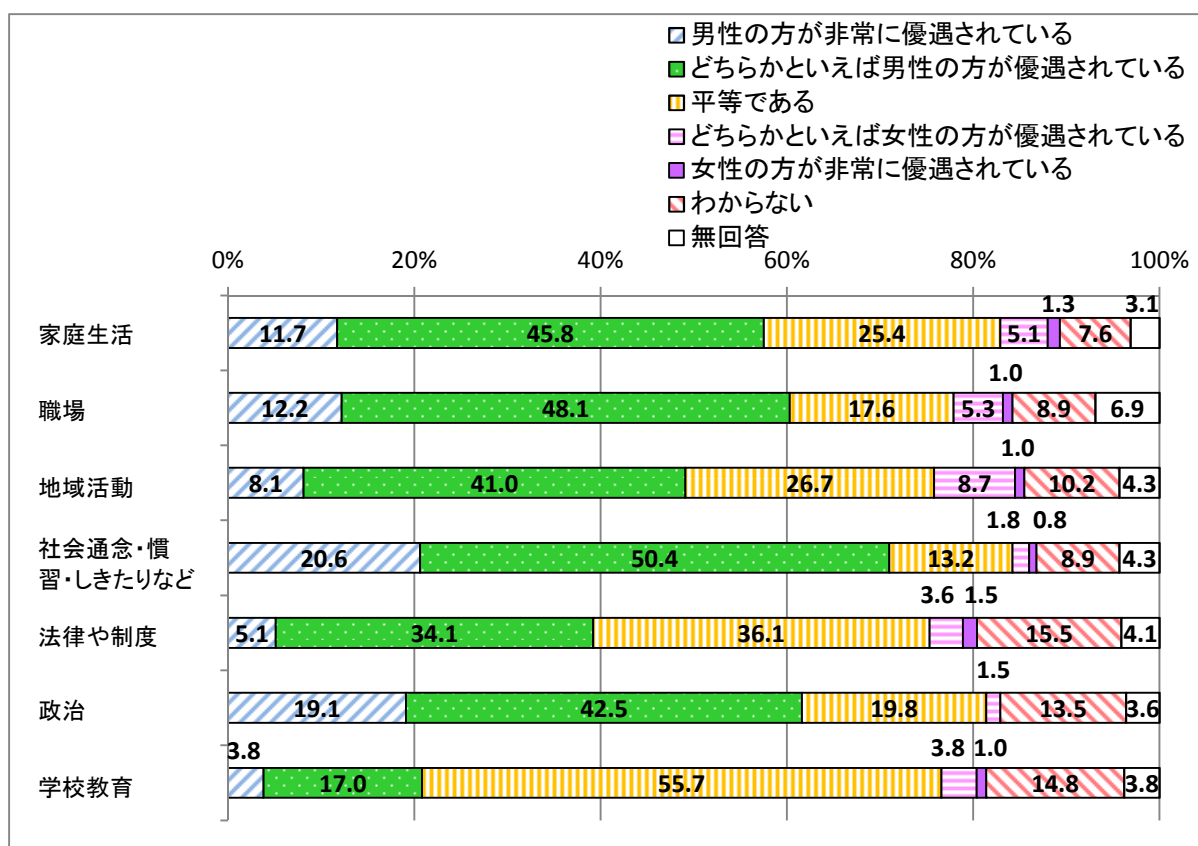


【参考】国調査（H27年10月）

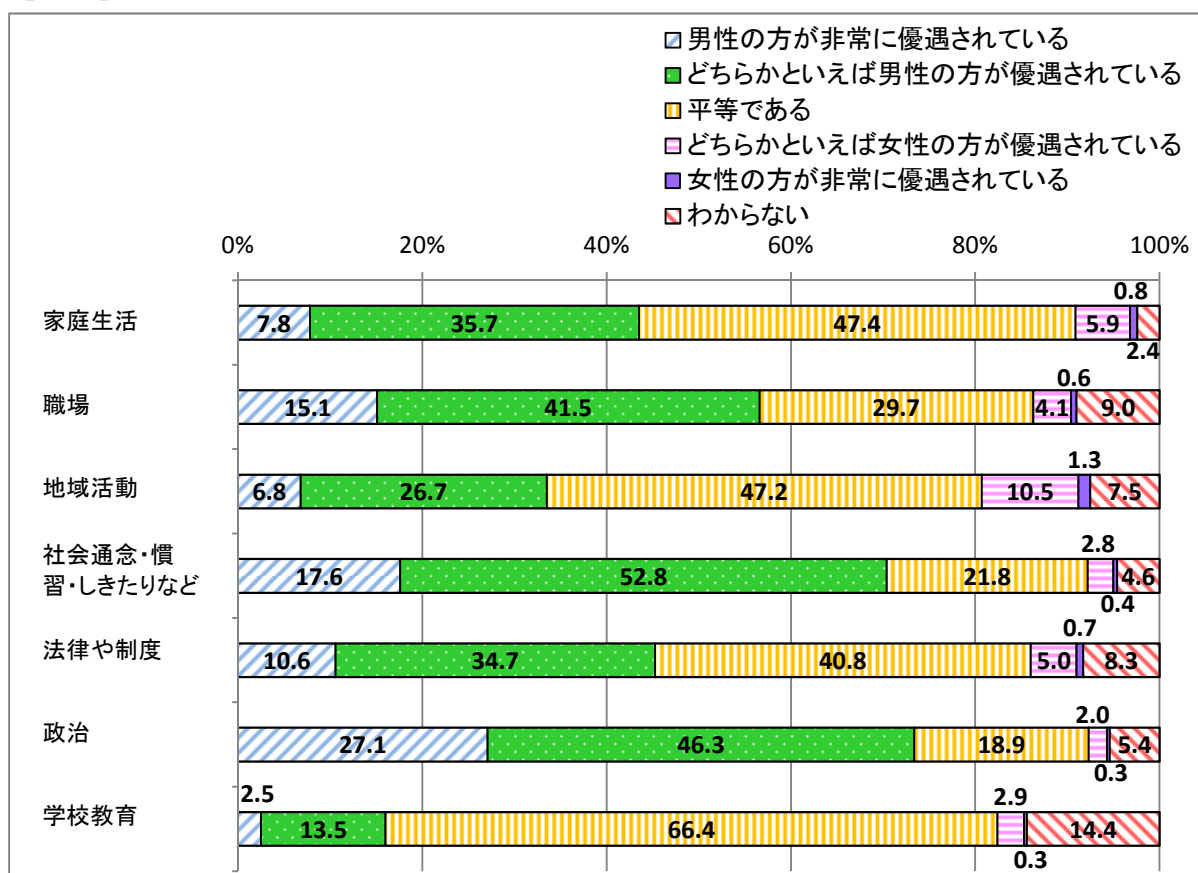
『男女共同参画社会』という言葉を見たり聞いたりしたことがあると回答した割合



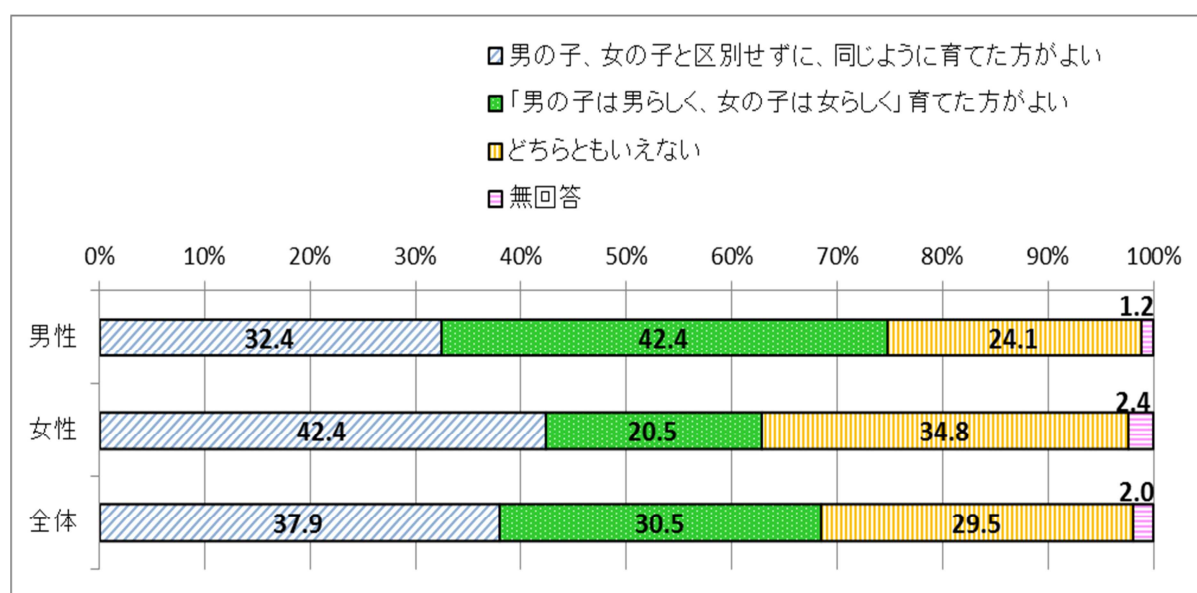
■各分野における男女平等意識（H28年度市民アンケート調査）



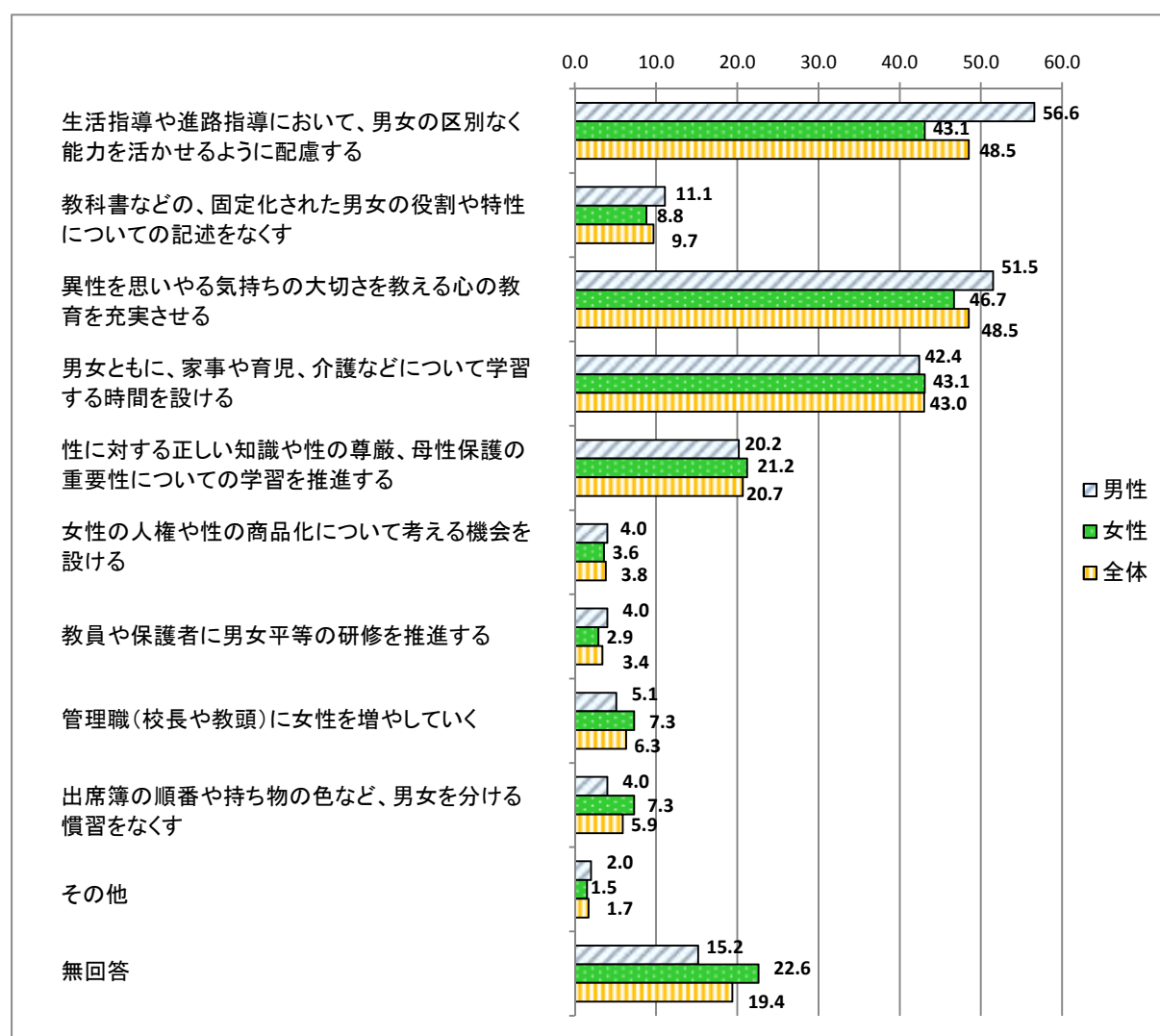
【参考】国調査（H28年9月）



■子どもの育て方に関する考え方（H28年度市民アンケート調査）



■男女平等の意識を育てるために学校教育で必要なこと（H28年度市民アンケート調査）



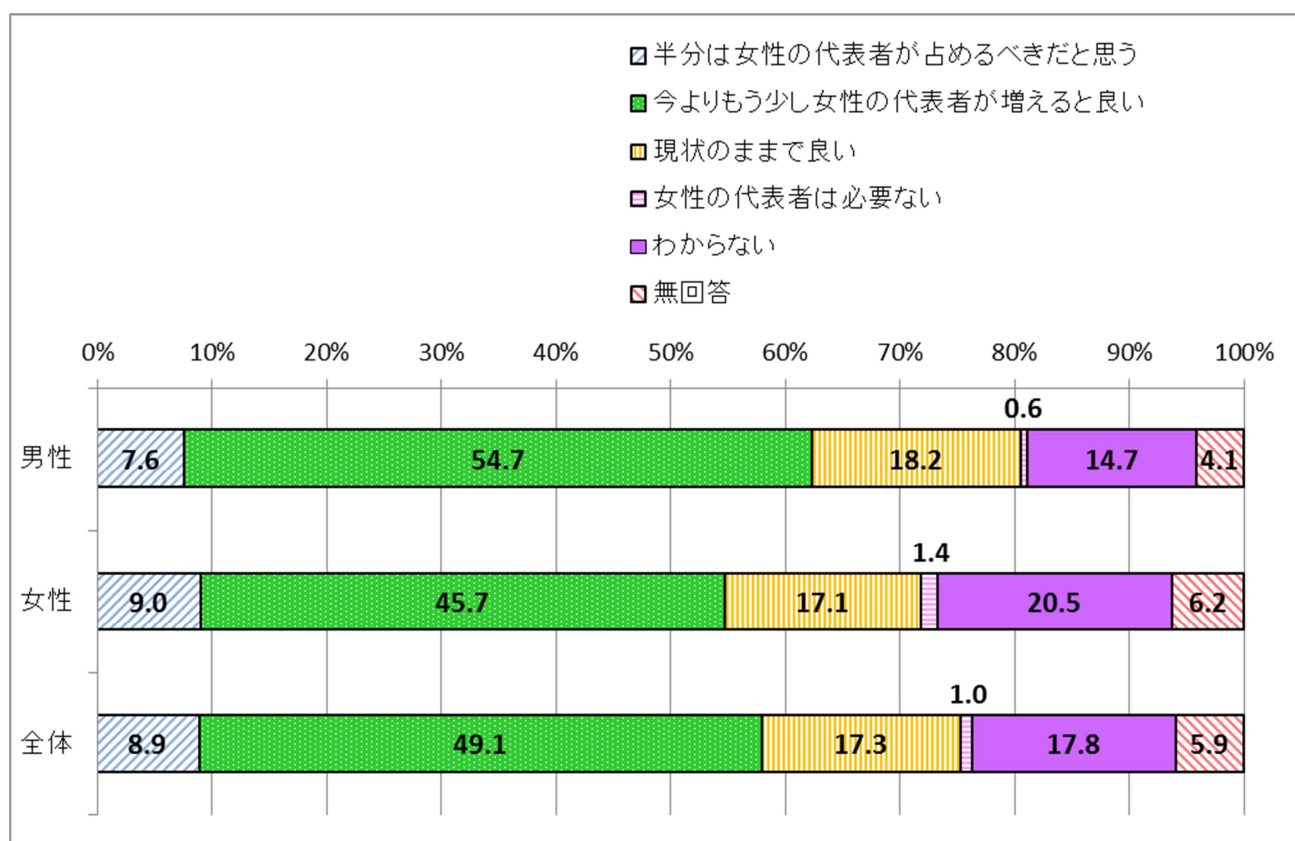
【推進目標Ⅱ】 誰もが参画のまちづくり

■政治・行政への女性の参画状況（H28年度市調査）

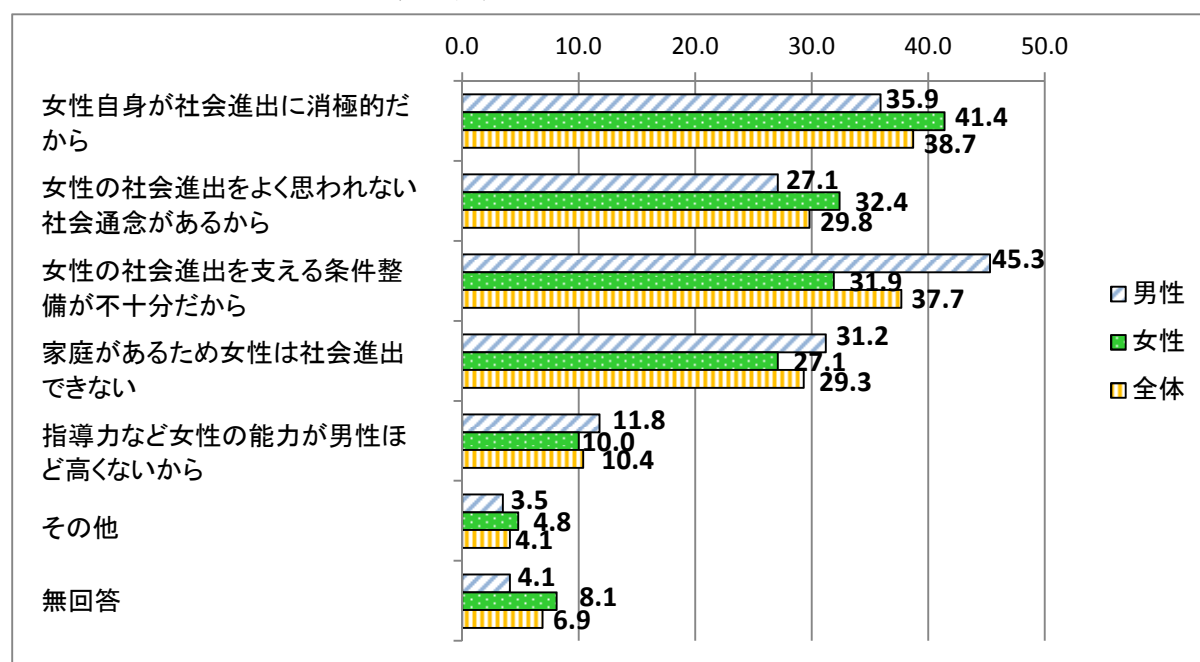
性別	市議会議員	審議会委員会等	市管理監督者
男	17 人	250 人（227 人）	203 人（211 人）
	94.4%	76.2%（77.5%）	65.3%（67.6%）
女	1 人	78 人（66 人）	108 人（101 人）
	5.6%	23.8%（22.5%）	34.7%（32.4%）
合計	18 人	328 人（293 人）	311 人（312 人）

H28 年 4 月現在（比較 H27 年 4 月）

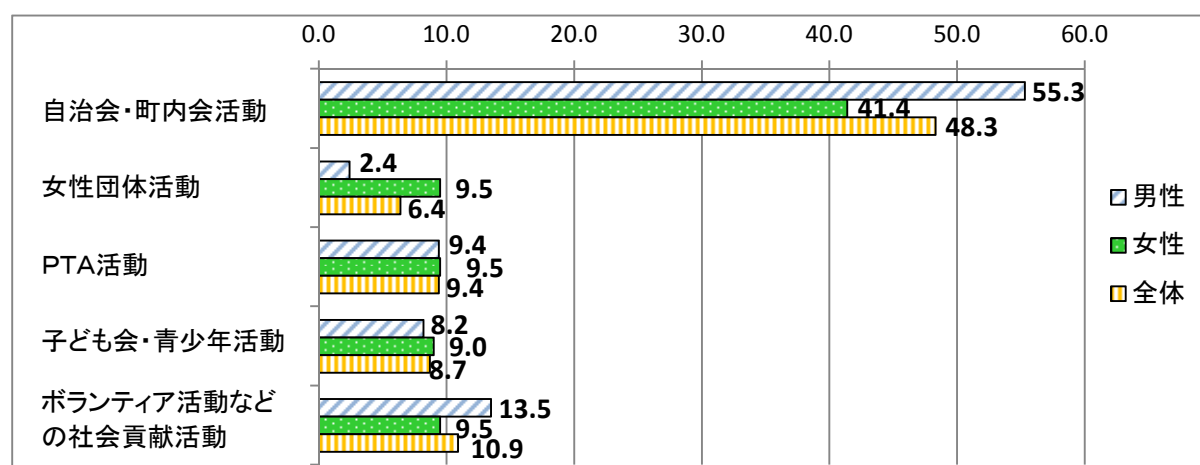
■施策づくりへの女性の参画に関する考え（H28年度市民アンケート調査）



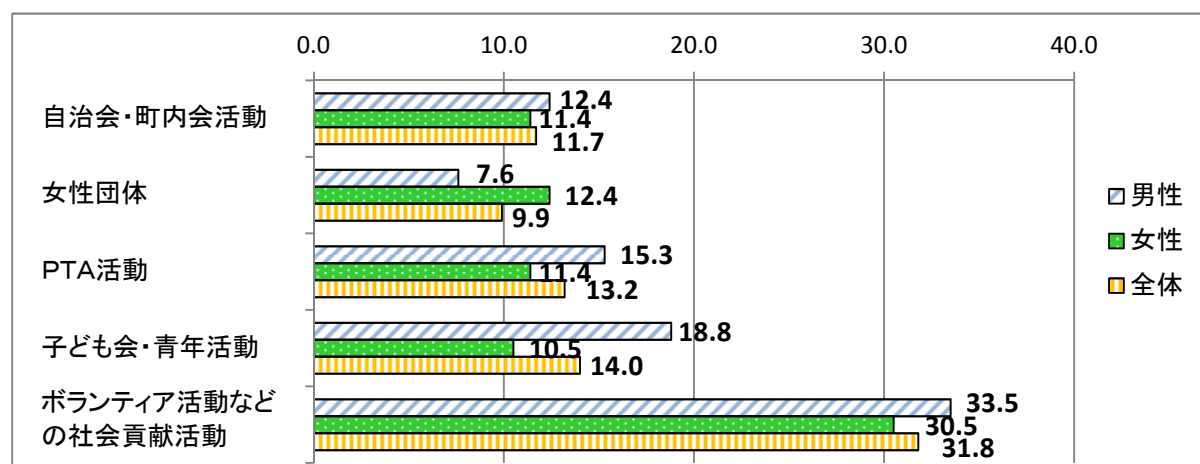
■本市における法令・条例設置委員への女性登用率が低い理由（H28年度市民アンケート調査）



■現在の地域活動への参加状況（H28年度市民アンケート調査）

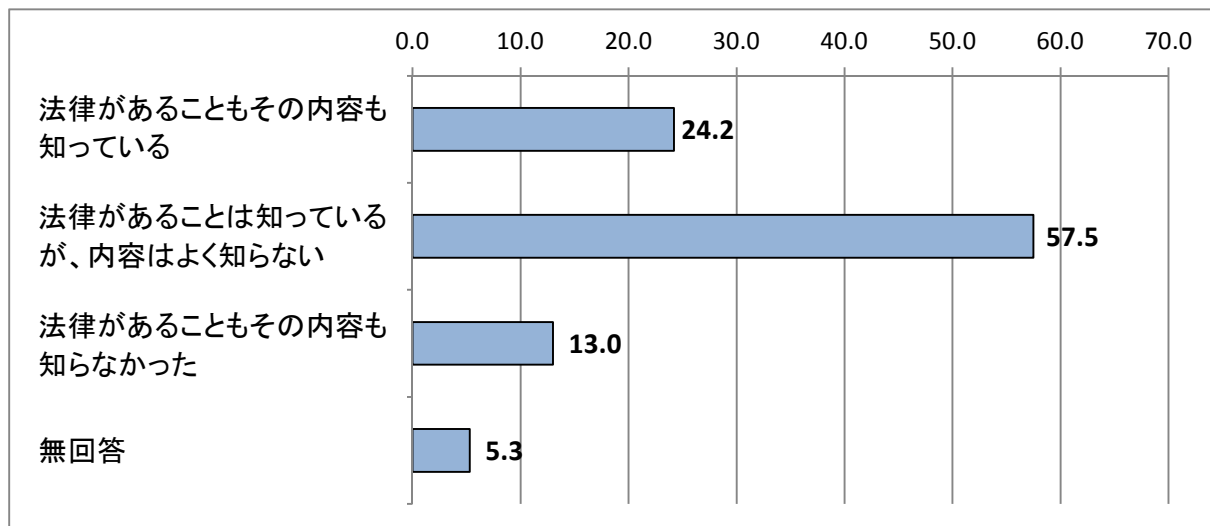


■今後参加したい活動（地域活動・社会活動）（H28年度市民アンケート調査）

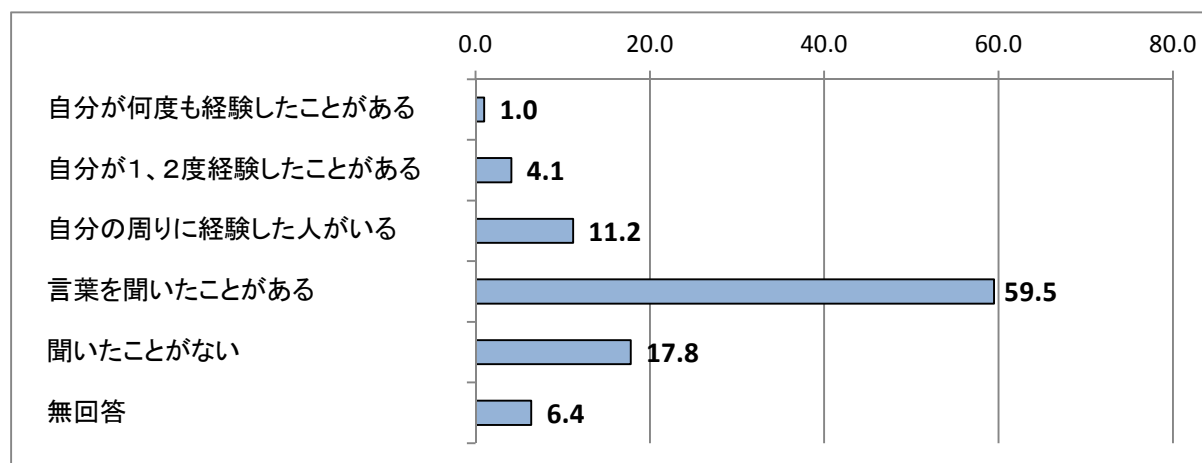


【推進目標Ⅲ】生涯安心の暮らしづくり

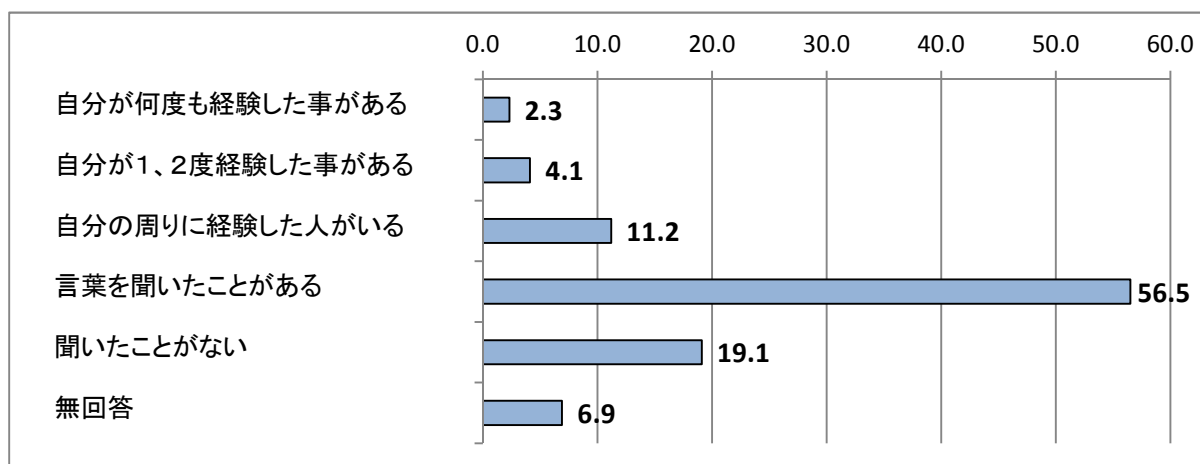
■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を知っていますか（H28年度市民アンケート調査）



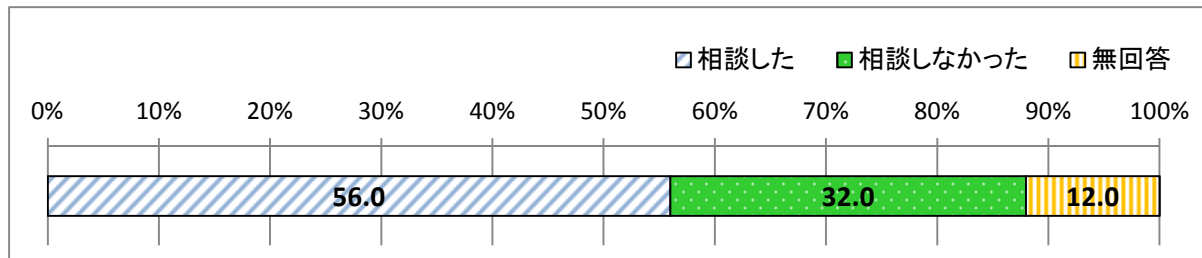
■セクシュアル・ハラスメントについて（H28年度市民アンケート調査）



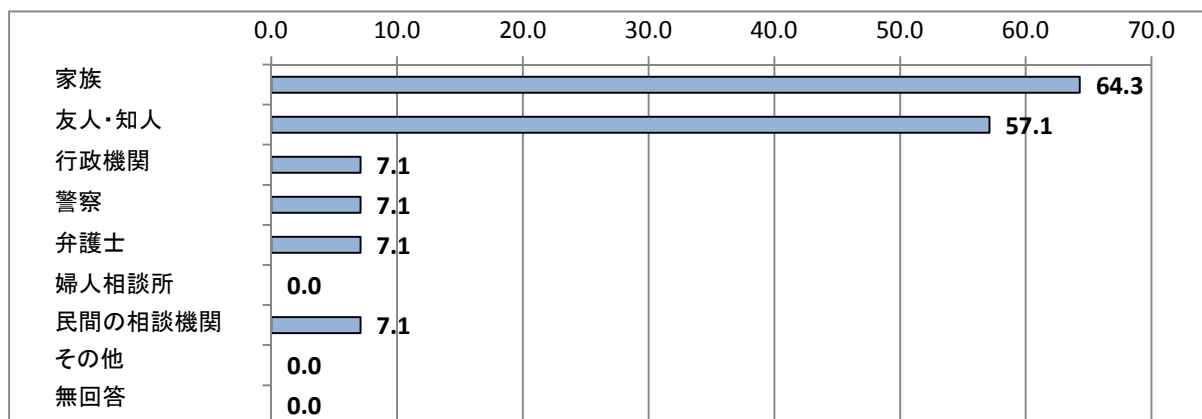
■ドメスティック・バイオレンスについて（H28年度市民アンケート調査）



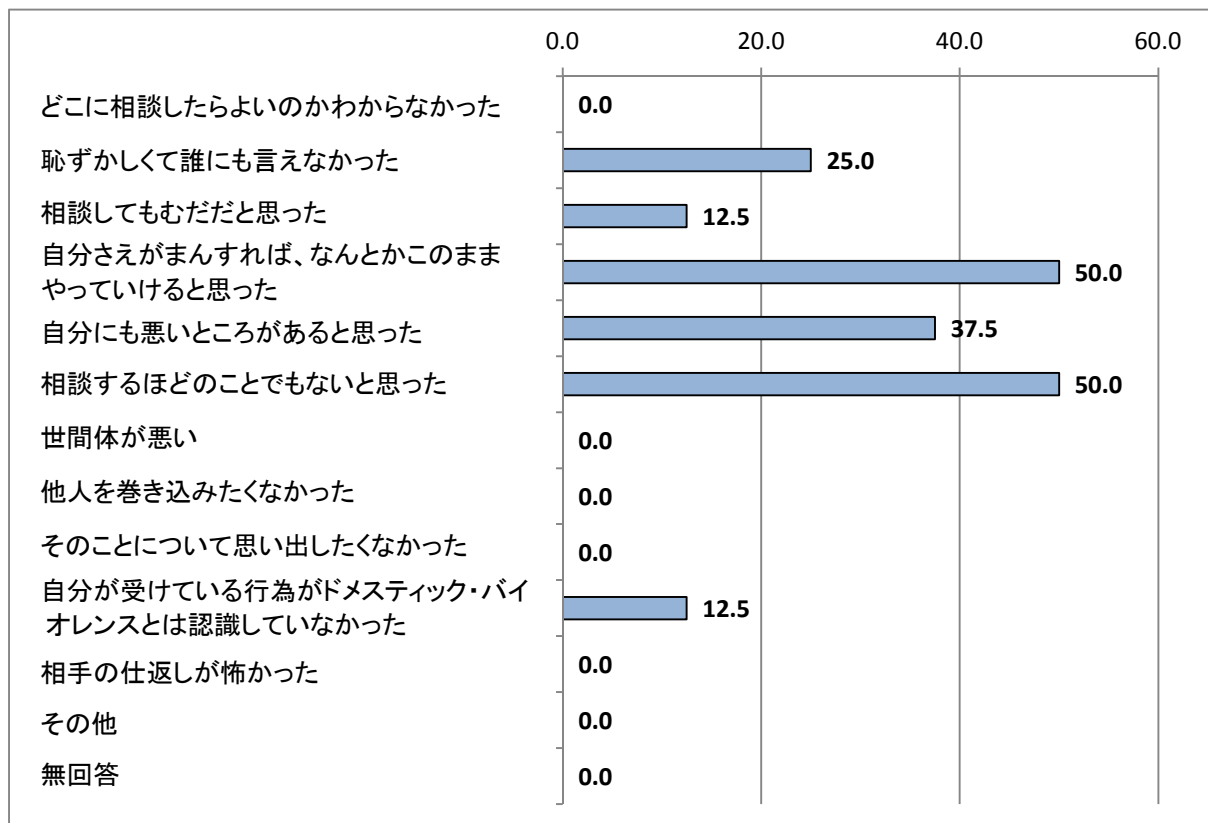
■ドメスティック・バイオレンスを受けたとき、誰かに相談をしましたか（H28年度市民アンケート調査）



■ドメスティック・バイオレンスを受けたとき、誰に相談しましたか（H28年度市民アンケート調査）

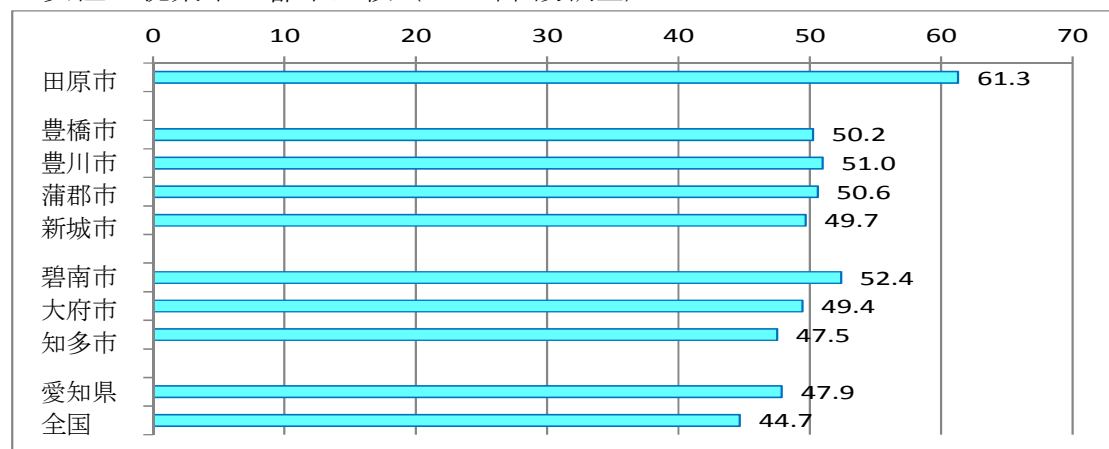


■相談しなかった理由は、何ですか（H28年度市民アンケート調査）

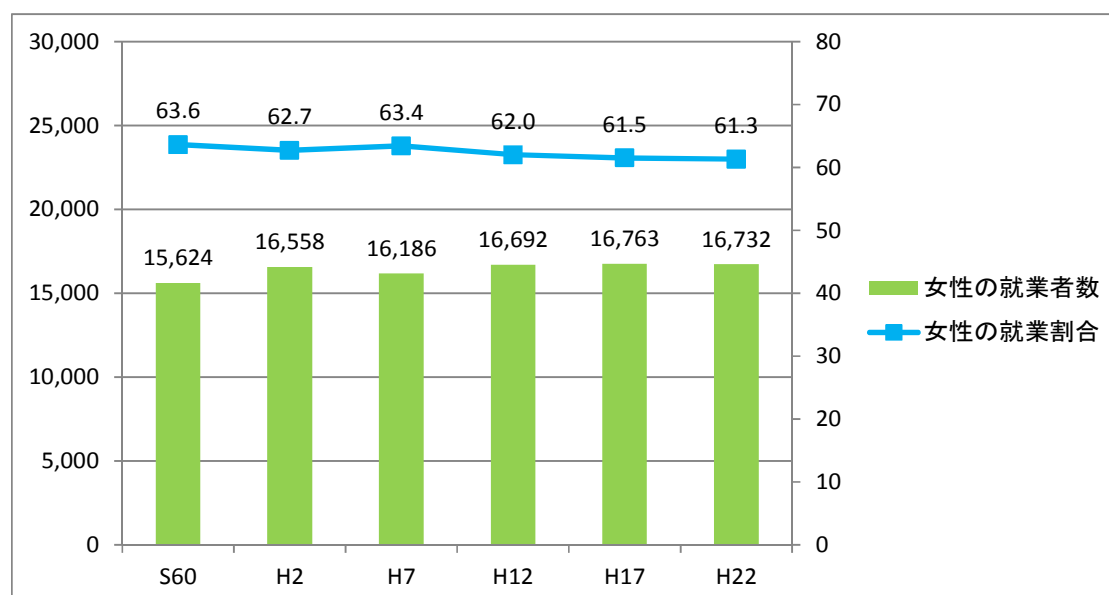


【推進目標Ⅳ】 働きやすい場づくり

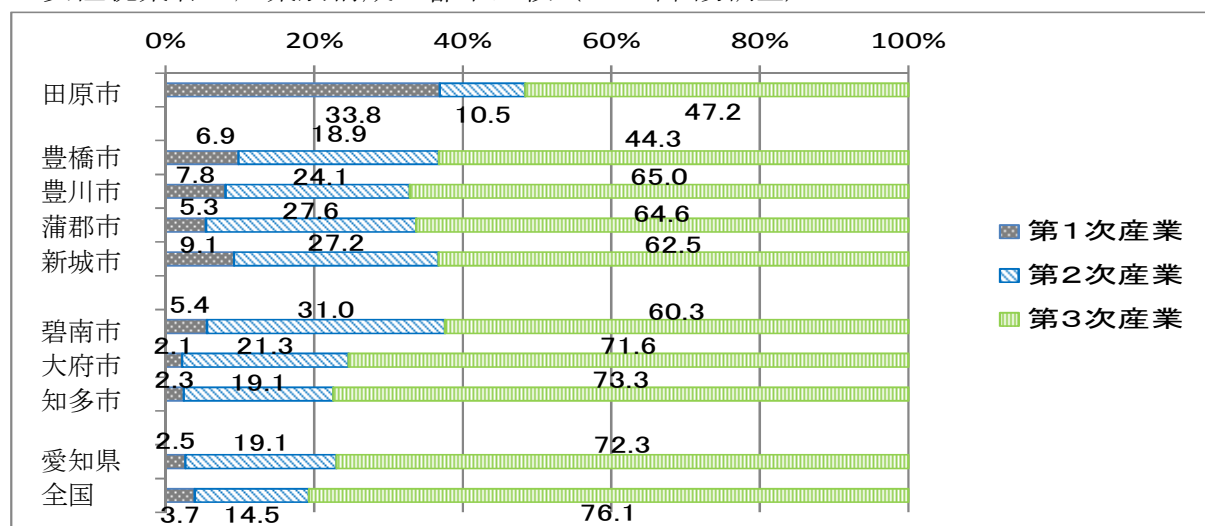
■女性の就業率の都市比較（H22 年国勢調査）



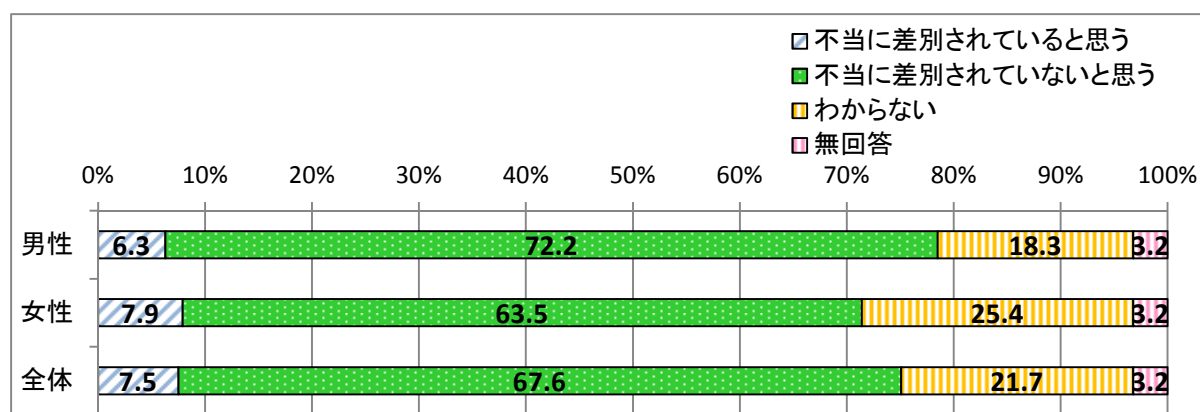
■田原市の女性の就業者数（H22 年国勢調査）



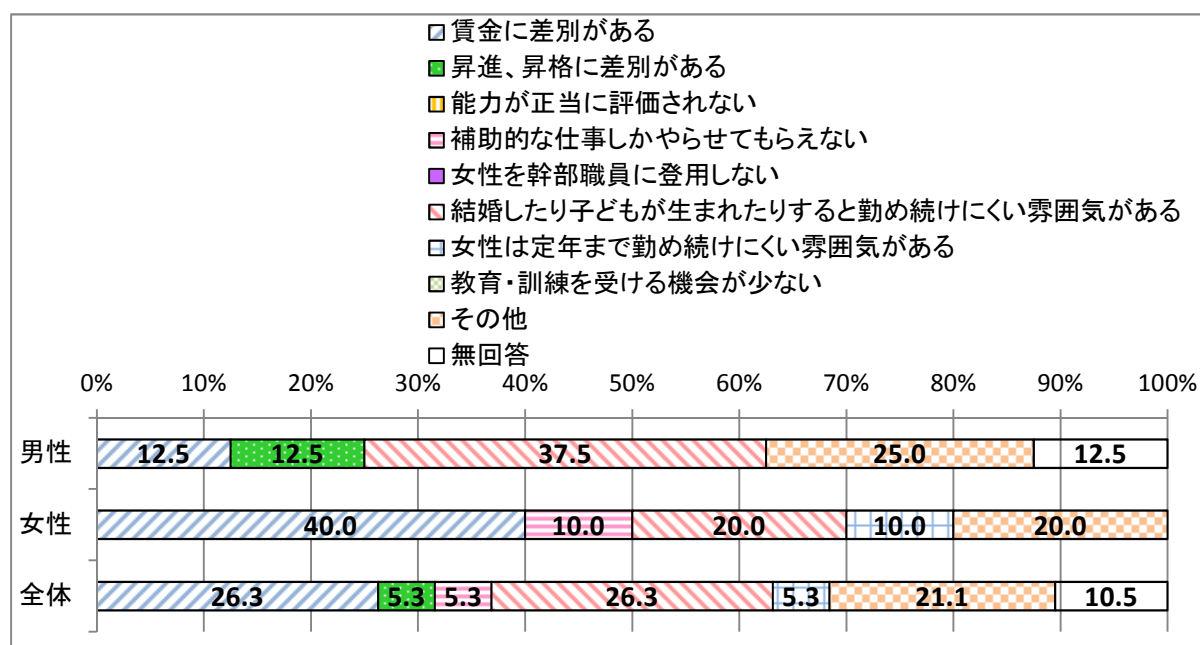
■女性就業者の産業別構成の都市比較（H22 年国勢調査）



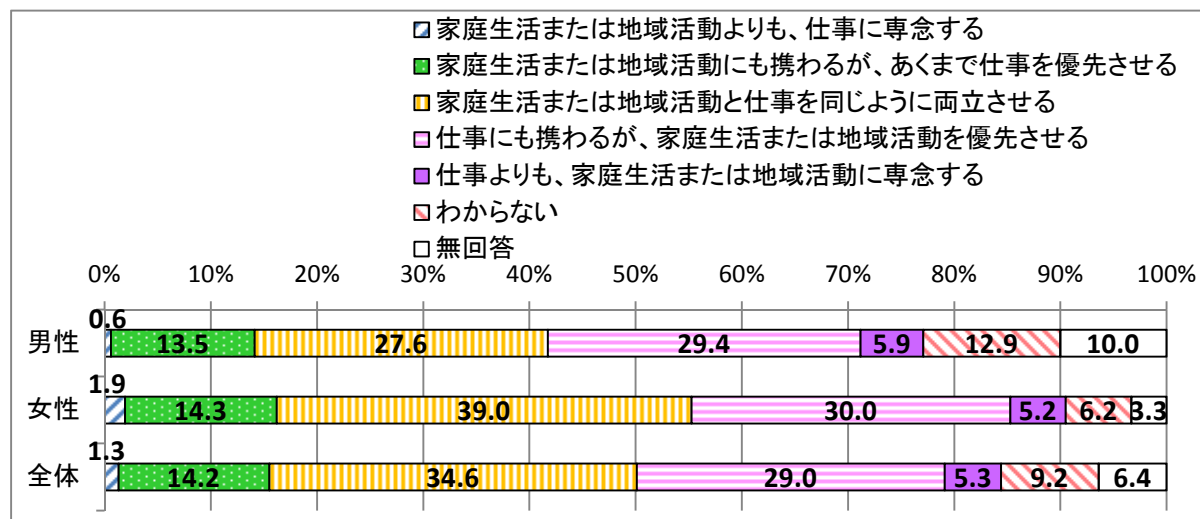
■職場における男女差別（H28 年度市民アンケート調査）



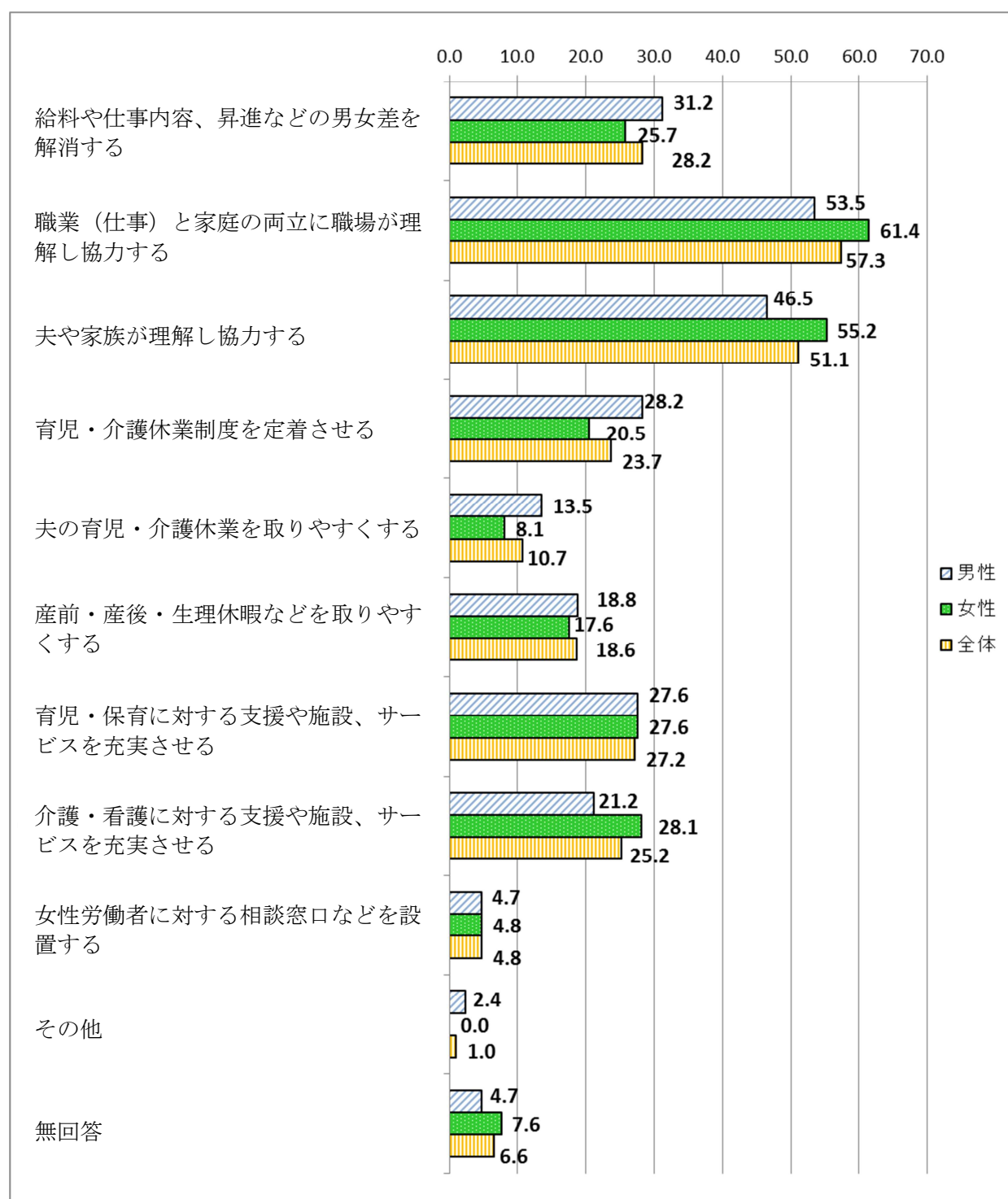
■女性が男性に比べ不当に差別されていると思う理由（H28 年度市民アンケート調査）



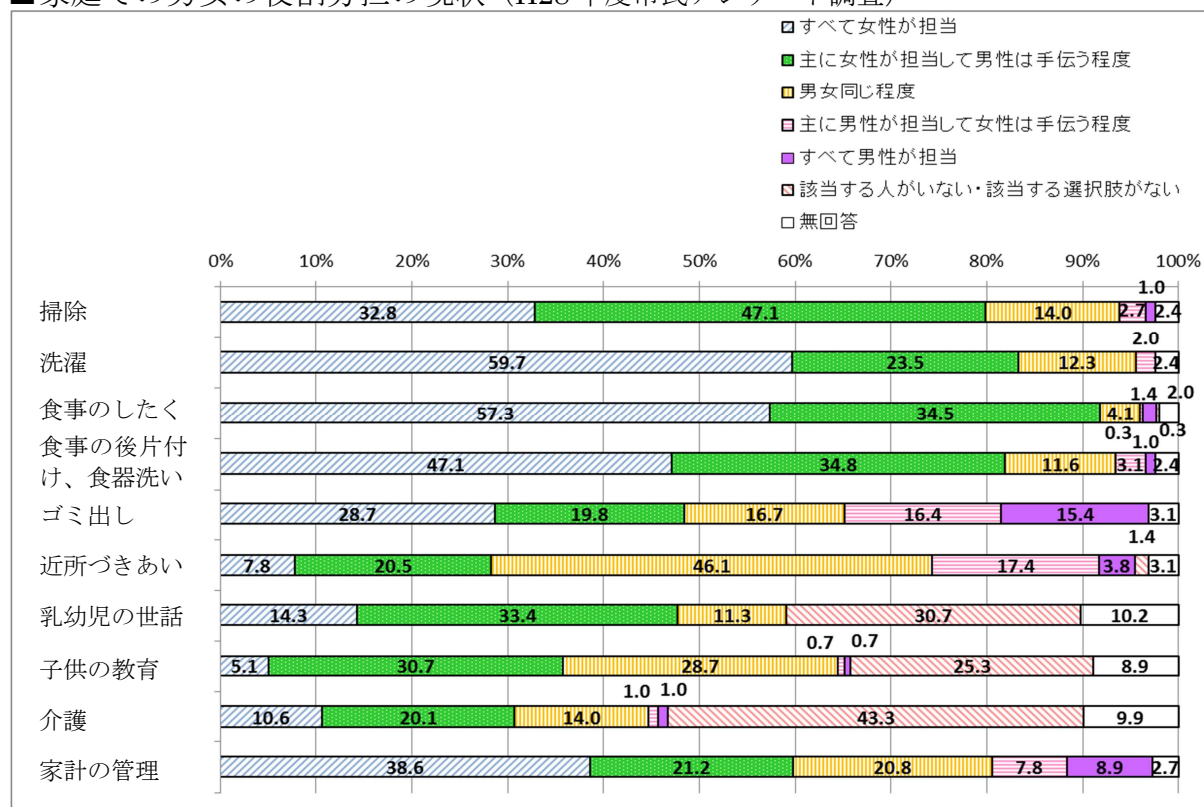
■仕事と家庭生活・地域活動における女性の生き方（H28 年度市民アンケート調査）



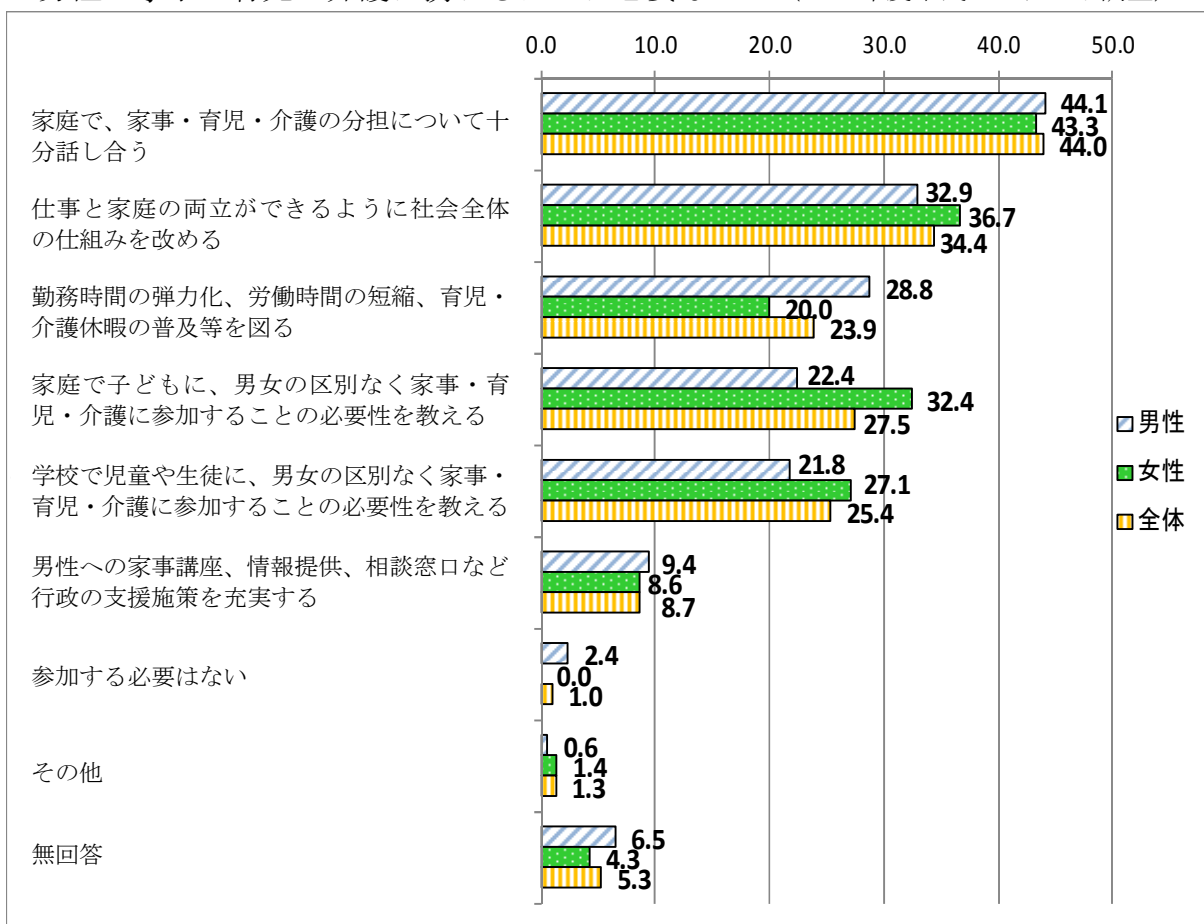
■女性が働き続けるために必要な社会支援（H28年度市民アンケート調査）



■家庭での男女の役割分担の現状（H28年度市民アンケート調査）



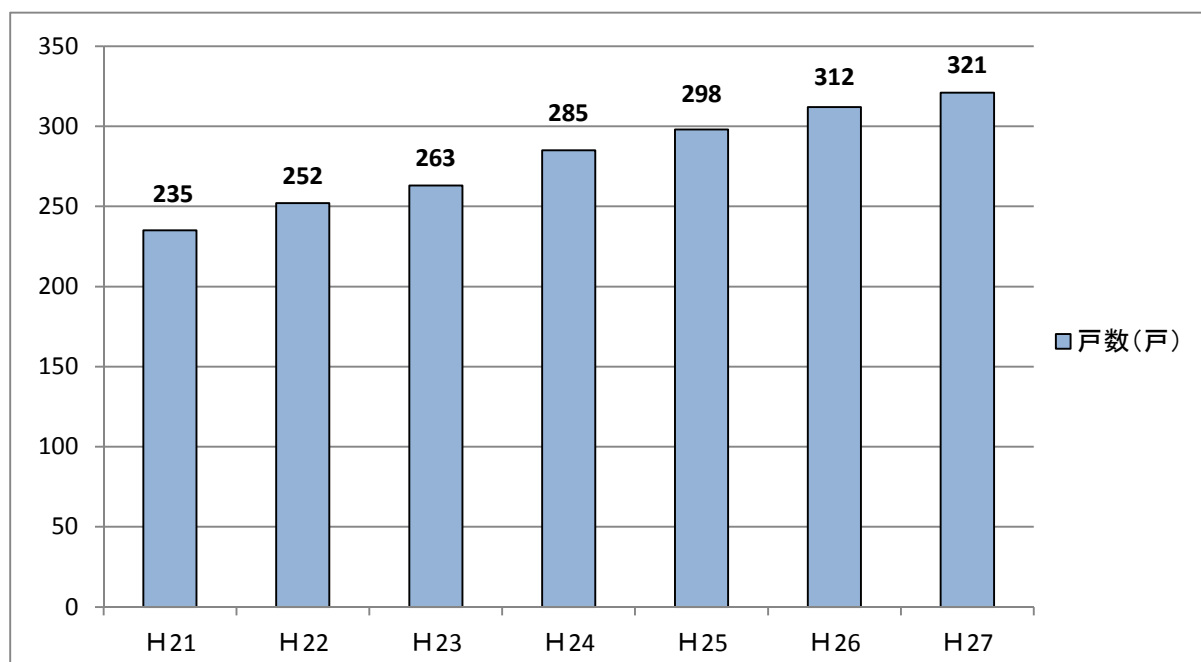
■男性が家事・育児・介護に携わるために必要なこと（H28年度市民アンケート調査）



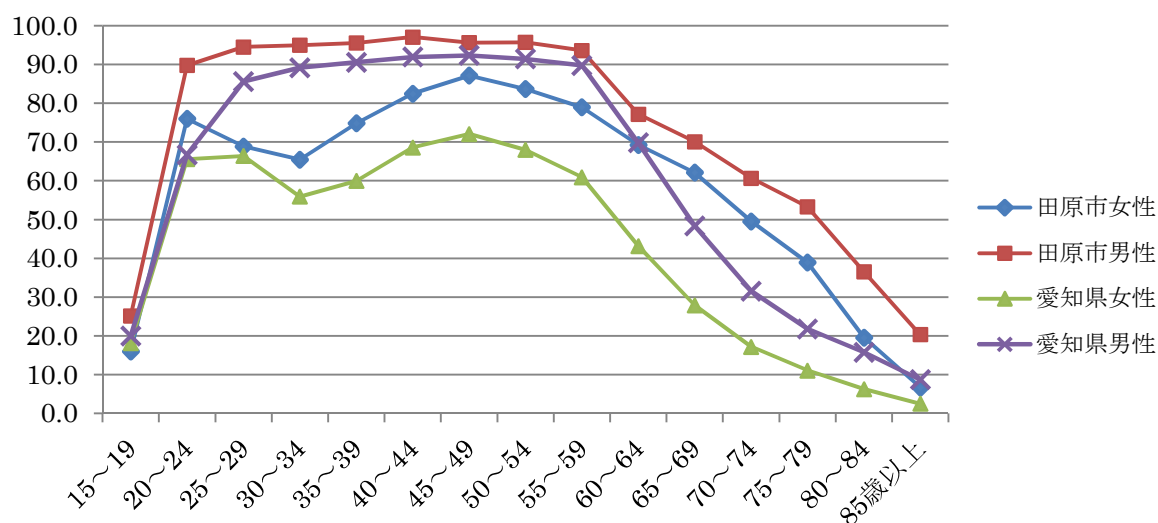
■産業分類別就業者数（H22年国勢調査）

	H12		H17		H22		H22-H17
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	%
就業者数	39,340	100.0	40,555	100.0	38,739	100.0	-4.7
第1次産業	13,837	35.0	13,502	33.3	10,935	28.2	-23.5
農業	13,206	34.0	12,851	31.7	10,420	26.9	-23.3
林業	1	0.0	3	0.0	4	0.0	25.0
漁業	630	2.0	648	1.6	511	1.3	-26.8
第2次産業	10,590	27.0	11,740	28.9	10,058	26.0	-16.7
鉱業	17	0.0	14	0.0	8	0.0	-75.0
建設業	2,603	7.0	2,234	5.5	1,890	4.9	-18.2
製造業	7,970	20.0	9,492	23.4	8,160	21.1	-16.3
第3次産業	14,881	38.0	15,169	37.4	17,764	45.9	14.6
電気・ガス・熱供給・水道業	254	1.0	88	0.2	86	0.2	-2.3
運輸・通信業	1,464	4.0	1,370	3.4	1,482	3.8	7.6
卸売・小売業、飲食店	5,574	14.0	5,967	14.7	3,952	10.2	-51.0
金融・保険業	410	1.0	371	0.9	381	1.0	2.6
不動産業	71	0.0	85	1.4	187	0.5	54.5
サービス業	6,377	16.0	6,622	16.3	8,058	20.8	17.8
公務	731	2.0	666	1.6	702	1.8	5.1
分類不能の産業	32	0.0	144	0.4	2,916	7.5	95.1

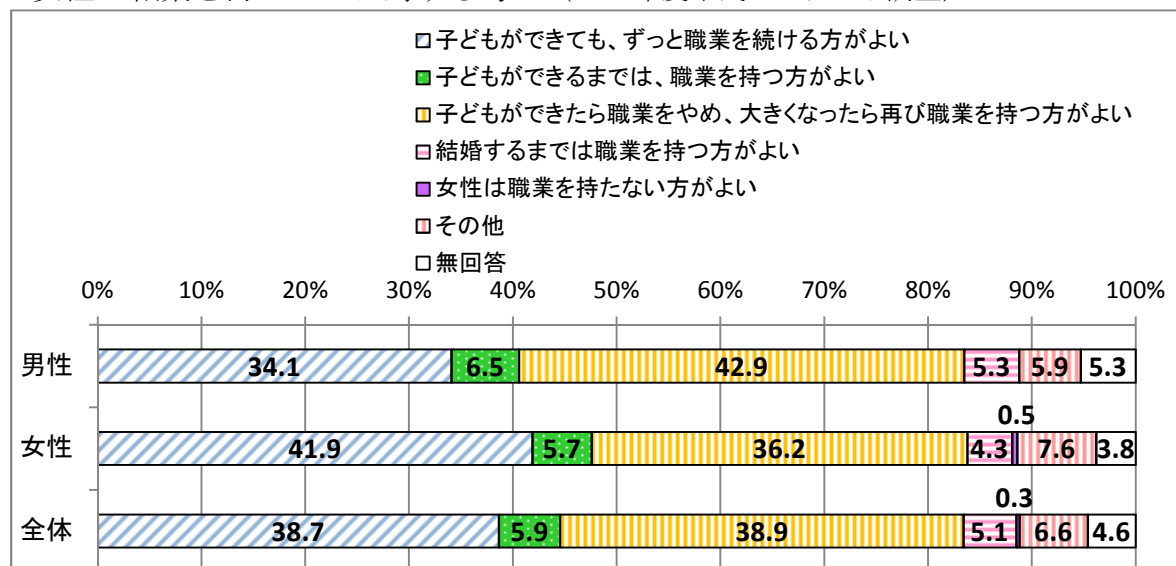
■家族経営協定締結戸数（H28年度市調査）



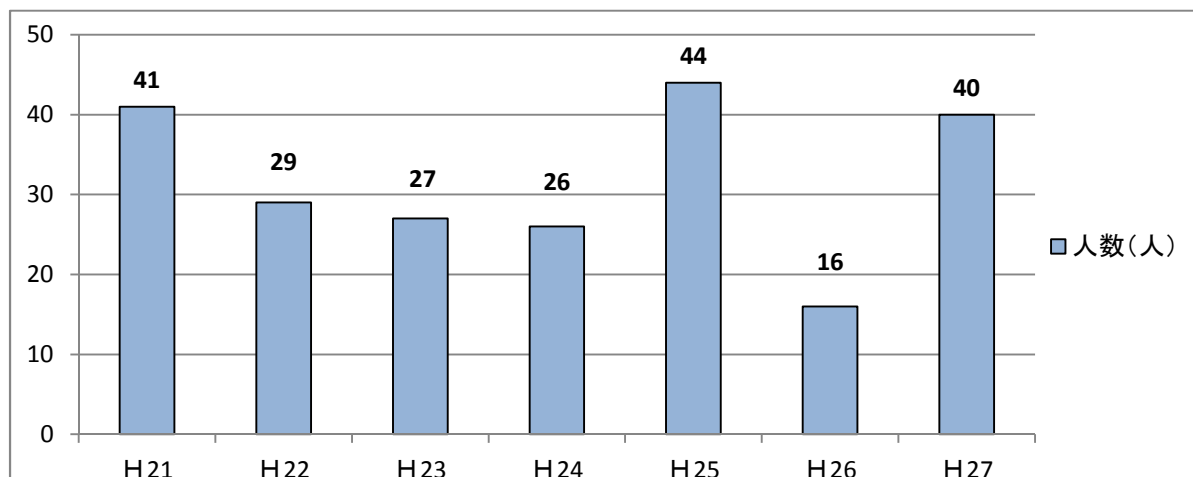
■男女の年齢別就労割合（H22年国勢調査）



■女性が職業を持つことに対する考え（H28年度市民アンケート調査）

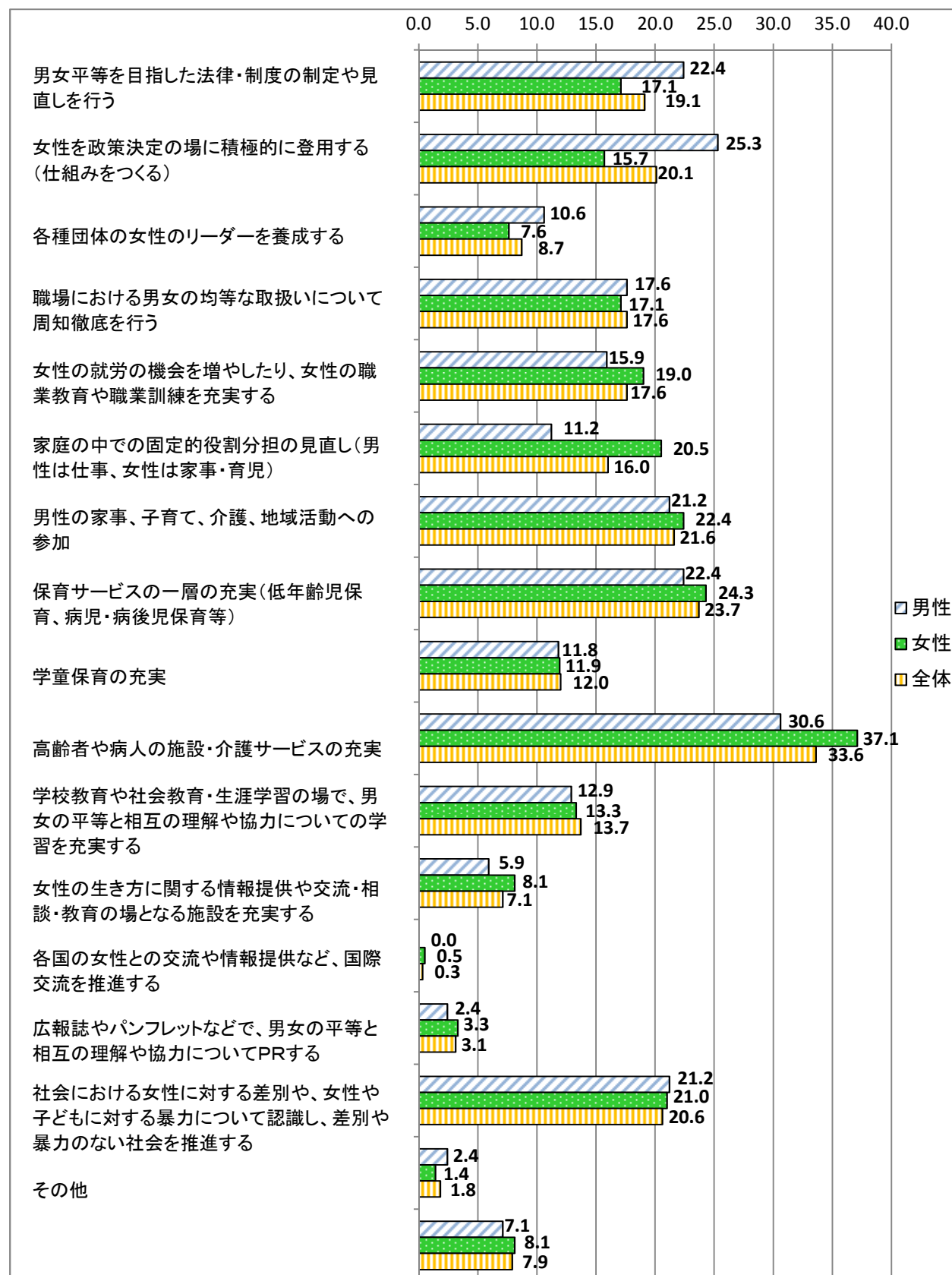


■新規就農者数（H28年度市調査）



【推進体制】

■男女共同参画社会の推進のために必要なこと（H28年度市民アンケート調査）



男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目 次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国

会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任

者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

（1979年12月18日 国際連合総会採択 1981年9月3日発行）

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻

をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。
締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解

雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

最終改正:平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等 (第 2 条の 2・第 2 条の 3)

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等 (第 3 条—第 5 条)

第 3 章 被害者の保護 (第 6 条—第 9 条の 2)

第 4 章 保護命令 (第 10 条—第 22 条)

第 5 章 雑則 (第 23 条—第 28 条)

第 5 章の 2 補則 (第 28 条の 2)

第 6 章 罰則 (第 29 条・第 30 条)

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受け

る身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（1）命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

（2）命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

（1）面会を要求すること。

（2）その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（3）著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

（4）電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

（5）緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

（6）汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

（7）その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（8）その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止

するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。） 、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同じ居している子及び配偶者と同じ居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

（1）申立人の住所又は居所の所在地

（2）当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

（1）配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

（2）配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

（3）第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

(4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

(2) 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

(3) 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

(4) 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、

保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同

号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法 の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第2項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日

（2）第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

（政令への委任）

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

目 次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基本方針等（第5条・第6条）

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）

第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）

第3節 特定事業主行動計画（第15条）

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）

第5章 雑則（第26条—第28条）

第6章 罰則（第29条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について

家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

（2）事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

（3）女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

（4）前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に

関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定め

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第4項の規定に違反した者

(2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者
第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項の規定に違反した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

田原市男女共同参画推進懇話会規約

(名称)

第1条 本会は、田原市男女共同参画推進懇話会と称する。

(目的)

第2条 本会は、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、本市における男女共同参画を推進する協働の場を設け、全体又は個別に推進策に取り組むことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業に取り組むこととする。

- (1) 田原市男女共同参画推進プランに掲げる市の取組の進行状況を確認すること。
- (2) 市全体及び各分野における取組を市民協働で推進すること。

(委員)

第4条 本会は、委員25人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名するものとし、第1号から第3号までに規定する委員は関係団体の推薦に基づき、第4号から第6号までに規定する委員は本会の目的に基づき判断するものとする。

- (1) 地域団体、福祉・医療団体その他市民活動団体の関係者
- (2) 産業関係団体の関係者
- (3) 各種委員会、市議会及び市の関係組織の関係者
- (4) 市の職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他男女共同参画推進に関わる個人又は団体の関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、年度の途中で指名された委員の任期は、就任の日から翌年度の末日までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の再任は、妨げないものとする。

(オブザーバー)

第5条 本会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、学識経験者の中から市長が指名する。

(役員)

第6条 本会は、委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 本会の会議は、年2回以上開催し、次に掲げる事項を議題とする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する事。
- (2) 第5条に規定する役員の選任及び本規約の改正に関する事。
- (3) その他会長が必要と認める事。

(部会)

第8条 本会は、市全体の男女共同参画推進事業等の企画運営機能として部会を設けることができる。

2 部会の設置、活動内容等は、前条の会議において決定する。

3 部会の構成員は、本会の委員から会長が選任する。

4 前項の規定にかかわらず、公募により、市民等を部会の構成員とすることができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、田原市企画部企画課が担当する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成23年6月17日から施行する。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

田原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

(任期：平成 27 年 5 月 26 日～平成 29 年 3 月 31 日)

通番	役 職	氏 名	団 体 名 等	
1	会 長	森下 静子	市民団体	女性会議ウィット WIT 代表
2	副会長	小久保満晴	産業関係	愛知みなみ農業協同組合人事課長
3	委 員	萩原 裕久	地域団体	社団法人田原青年会議所副委員長
4	委 員	太田としゑ	市民団体	あかばねひらがなの会
5	委 員	柴田 陽助	地域団体	田原市地域コミュニティ連合会理事（高松コミュニティ協議会長）
6	委 員	中神 信明	医療団体	愛知県厚生農業協同組合連合会あつみの郷所長
7	委 員	菊池 邦子	福祉団体	社会福祉法人田原市社会福祉協議会主任
8	委 員	吉武 正康	産業関係	愛知外海漁業協同組合代表理事組合長
9	委 員	渡会 信幸	産業関係	田原市認定農業者連絡会会長
10	委 員	上村 ひさ	産業関係	渥美商工会女性部長
11	委 員	北野谷充香子	産業関係	田原市商工会女性部副部長
12	委 員	河合 郁朋	産業関係	渥美半島観光ビューロー 事業推進本部員
13	委 員	大竹 正章	市議会	田原市議会議員
14	委 員	藤井 信子	各種委員会	田原市更生保護女性会
15	委 員	石川 妙美	各種委員会	田原市農業委員会委員
16	委 員	土井真紀江	各種委員会	田原市教育委員会委員
17	委 員	本田 則子	市の関係組織	行政相談委員
18	委 員	中村 匡	市の職員	田原市企画部長
19	委 員	永田みよ江	その他市民	公募者

役 職	氏 名		
オブザーバー	武田 圭太	学識経験者	愛知大学教授

プラン策定から改訂までの経過

年月日	内 容	
平成 16 年 1 月 30 日～ 2 月 13 日	市民アンケート実施 (旧田原市)	旧田原市に在住の 20 歳以上の男女から無作為に 1,000 人を抽出し、郵送配布・回収
平成 17 年 12 月 2 日	第 1 回庁内ワーキング	庁内の関係各課の係長級をメンバーとするワーキングを構成し、推進事業調査を依頼
平成 17 年 12 月 16 日～ 平成 18 年 1 月 31 日	市民アンケート実施 (旧渥美町)	旧渥美町に在住の 20 歳以上の男女から無作為に 500 人を抽出し、郵送配布・回収 (平成 16・18 年の市民アンケートの回答率 48.5%)
1 月 12 日	第 2 回庁内ワーキング	推進事業調査報告
2 月 14 日	第 3 回庁内ワーキング	検討会議に提出するプランのワーキング案作成
2 月 21 日	第 1 回田原市男女共同参画推進検討会議 ※第 4 回庁内ワーキングとし、メンバーも出席	会長・副会長を選出 プラン策定の今後の進め方を説明 愛知県男女共同参画室による講話「最近の男女共同参画の動向」
3 月 8～14 日	団体ヒアリング調査実施	自治会、商工会、愛知みなみ農業協同組合、NPO 団体等、6 団体へのヒアリング調査を実施
3 月 17 日	第 5 回庁内ワーキング	プランの素案についての意見交換
3 月 24 日	第 2 回田原市男女共同参画推進検討会議	市民アンケート・団体ヒアリング調査結果報告 プランの素案についての意見交換 各分野で議論し、理解を深めるための勉強会実施の決定
6 月 7 日～9 日	第 1 回勉強会	プランを構成する「働きやすい場づくり」「誰もが参画のまちづくり」「人権尊重と男女平等の意識づくり」「生涯安心の暮らしづくり」の 4 分野に分かれて推進検討会議委員による勉強会を各 2 回開催
6 月 29 日～7 月 13 日	第 2 回勉強会	
7 月 26 日	第 6 回庁内ワーキング	勉強会での意見を踏まえたプランの素案についての意見交換

年月日	内 容	
8 月 1 日	第 3 回田原市男女共同参画推進検討会議	プラン素案の修正報告 プランの原案の内定
10 月 2～31 日	パブリックコメントの実施	市民からの 18 件の意見等を受理
12 月 22 日	第 4 回田原市男女共同参画推進検討会議	パブリックコメントの結果報告 プラン決定 今後の展開への意見交換
平成 19 年～	田原市男女共同参画推進懇話会、 庁内ワーキング会議	両会議において、毎年度、プランの達成状況を確認
【中間見直し】		
平成 23 年 9 月 15 日～ 9 月 29 日	市民アンケート調査実施	市内在住の 20 歳以上の男女から無作為に 1,000 名を抽出し、郵送による配布・回収
平成 24 年 5 月 11 日	H24 年度第 1 回庁内ワーキング会議	男女共同参画に関する各事業担当課の取組について
5 月 25 日	第 16 回田原市男女共同参画推進懇話会	プラン修正部会を立ち上げ、プラン策定時から変化している社会動向等について検討
8 月 2 日	H24 年度第 2 回庁内ワーキング会議	男女共同参画に係る事業で、プラン策定時から変化しているもの等について意見交換
10 月 25 日	第 1 回プラン修正部会	プラン改訂骨子（案）について意見交換
11 月 19 日	第 17 回田原市男女共同参画推進懇話会	修正部会での意見交換内容を反映させたプラン改訂骨子（案）の確認、確定
12 月 19 日	第 2 回プラン修正部会	見直し後のプラン全文の確認
平成 25 年 1 月 16 日	H24 年度第 3 回庁内ワーキング会議	見直し後プランにおける推進施策の取組について、成果指標について

年月日	内 容	
平成 25 年 3 月 4 日	第 18 回田原市男女共同参画推進懇話会	修正部会での意見交換を反映させたプラン最終案の確認、確定
【改訂】 平成 28 年 7 月 4 日～ 7 月 22 日	市民アンケート調査実施	市内在住の 20 歳以上の男女から無作為に 1,000 名を抽出し、郵送による配布・回収
平成 28 年 11 月 22 日	H28 年度第 2 回庁内ワーキング会議	男女共同参画に関する各事業担当課の取組等について意見交換、プラン内容確認依頼
12 月 20 日	第 29 回田原市男女共同参画推進懇話会	プラン改訂骨子（案）について意見交換
1 月中旬	田原市男女共同参画推進懇話会委員照会	懇話会での意見交換内容を反映させたプラン改訂骨子（案）の確認、確定
平成 29 年 1 月号広報		パブリックコメント実施の広報周知
平成 29 年 1 月 30 日～ 3 月 3 日		パブリックコメントの実施（素案公表）
平成 29 年 3 月上旬	H28 年度第 3 回庁内ワーキング会議	パブリックコメントの結果報告 パブリックコメントの意見を踏まえた改訂プラン（案）の作成
平成 29 年 3 月 22 日	第 30 回田原市男女共同参画推進懇話会	パブリックコメントの結果報告 プラン決定
平成 29 年 3 月		改訂プラン策定

用語説明

番号	用語	説明
※1	ドメスティック・バイオレンス	夫もしくは妻、恋人など親密な関係にある、又はあった異性から振るわれる身体的・心理的暴力。 配偶者暴力防止法においては、被害者を女性には限定していないが、被害者は多くの場合女性。
※2	セクシュアル・ハラスメント	性的いやがらせ。特に、職場などで女性に対して行われる性的・差別的な言動。
※3	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	「リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）」とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。 「リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）」とは、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。（出典／第3次男女共同参画基本計画）
※4	エンパワーメント	すべての人が内在している自己実現へ向かう力を伸ばすために、励ましたり、助言したり、能力開発の機会を提供することなどにより、当事者が力をもった存在になること。
※5	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
※6	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

番号	用語	説明
※7	女性に関する 様々な権利	女性の権利とは人権であり、政治的、経済的、社会的、文化的等のあらゆる権利を含む。 例えば、男女同一教育課程や婚姻における姓を選ぶ権利など多岐に渡る。
※8	暴力	虐待やセクシュアル・ハラスメントなど身体的、性的、もしくは心理的な危害または苦痛となる行為。
※9	積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を少なくするため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、参画機会を積極的に提供すること。 (例) 職場での女性職員の能力向上のための研修、仕事と家庭の両立支援、環境整備、営業職や管理職への女性の積極的登用 など
※10	ワーク・ライフ・ バランス (仕事と生活の 調和)	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
※11	ワークショップ	ある課題について、参加者が意見交換をしたり、研究したりする会のこと。
※12	研修会	あるテーマに対して、講師の講義を中心として行われる会のこと。
※13	ライフステージ	人間の一生を段階的に区分したもので、通常は幼年期・少年少女期・青年期・壮年期・老年期に分けられる。
※14	ファミリーフレ ンドリー企業	仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業。
※15	M字カーブ	日本の女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線をいう。結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び再就職する人が多いことを反映している。

田原市男女共同参画推進プランⅡ

平成 29 年 3 月

【発行者】

田原市

【協力】

田原市男女共同参画推進懇話会

【編集】

田原市企画部企画課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場 30-1

TEL・0531-23-3507 FAX・0531-23-0669

E-mail・kyoudou@city.tahara.aichi.jp

URL・<http://www.city.tahara.aichi.jp/>